

第5章 手続き

5-1 工事の申込み等

5-1-1 工事の申込み

1. 申込者からの給水装置の新設、改造及び増設工事の依頼があった場合、指定業者は給水装置（新設・改造・増設）工事施行承認願（以下「申込書」という。）と必要な関係図書を整えて管理者に申込み、審査を受け、施行の承認を受けてから給水装置工事を施行しなければならない。（小田原市水道給水条例 第4条及び第5条の2、小田原市水道給水条例 第2条）
2. 申込書の受付及び設計審査等は、管理者で行う。
3. 小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理を円滑に進めるため、「小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱」（参考資料参照）を策定した。今まで以上に、水道法、小田原市給水条例等、関係法規を遵守して事業運営を行うこと。

[解 説]

1. について

- ①：共同住宅等での複数の申し込みについては、1枚の申込書で一括して申し込めるものとし、要件は次のとおりである。
- すべて同一種類の給水装置工事であること。
 - 同一所有者であること。
 - 同一敷地内であること。
 - 同一建物であること。
- ②：共有管より給水している場合の共有管部の工事については、水栓番号の一番小さい番号にて申し込むことを標準とする。
- ③：給水装置工事の申込みから完成までの一般的な処理方法は「図 5-1-1」のとおりである。

指定業者が上下水道局に調査等に来るときは、名札（会社名、氏名、主任技術者番号等を記載したもので名刺程度の大きさのもの）をつけること。また、身分証明書を携帯すること。

また、給排水業務課担当者との相談は午前中のみとし、必ず主任技術者が来ること。

2. について

工事の申込みを受けるときは、上下水道局の設計施工指針に基づいて、設計及び次の項目の書類審査を行う。

① 給水装置工事施行承認願

○ 工事の種類について

新設、増設、改造の別

○ 種別について

普通、特別、臨時栓の別

○ 申込者について

- 申込者の住所・氏名
- 権利者承認欄について
 - 土地所有者、家屋所有者及び支管分岐の承認
- その他
 - 給水需要量、給水方式、分岐地点水圧、本管の管種と口径及び給水使用量計算書（貯水槽及び多量使用の場合）
- 市納入金について
 - 水道利用加入金、設計審査手数料その他
- メーターの口径、大きさ及び数量
- 申込書、図面について
- ② 道路占用・掘削許可申請書
- ③ 河川占用許可申請書
- ④ 証明書類について
 - 建築確認済書
 - 住民票
 - 固定資産家屋課税台帳
 - 水道利用加入金減額（免除）申請書
- ⑤ 添付書類
- ⑥ その他

給水装置工事手続き

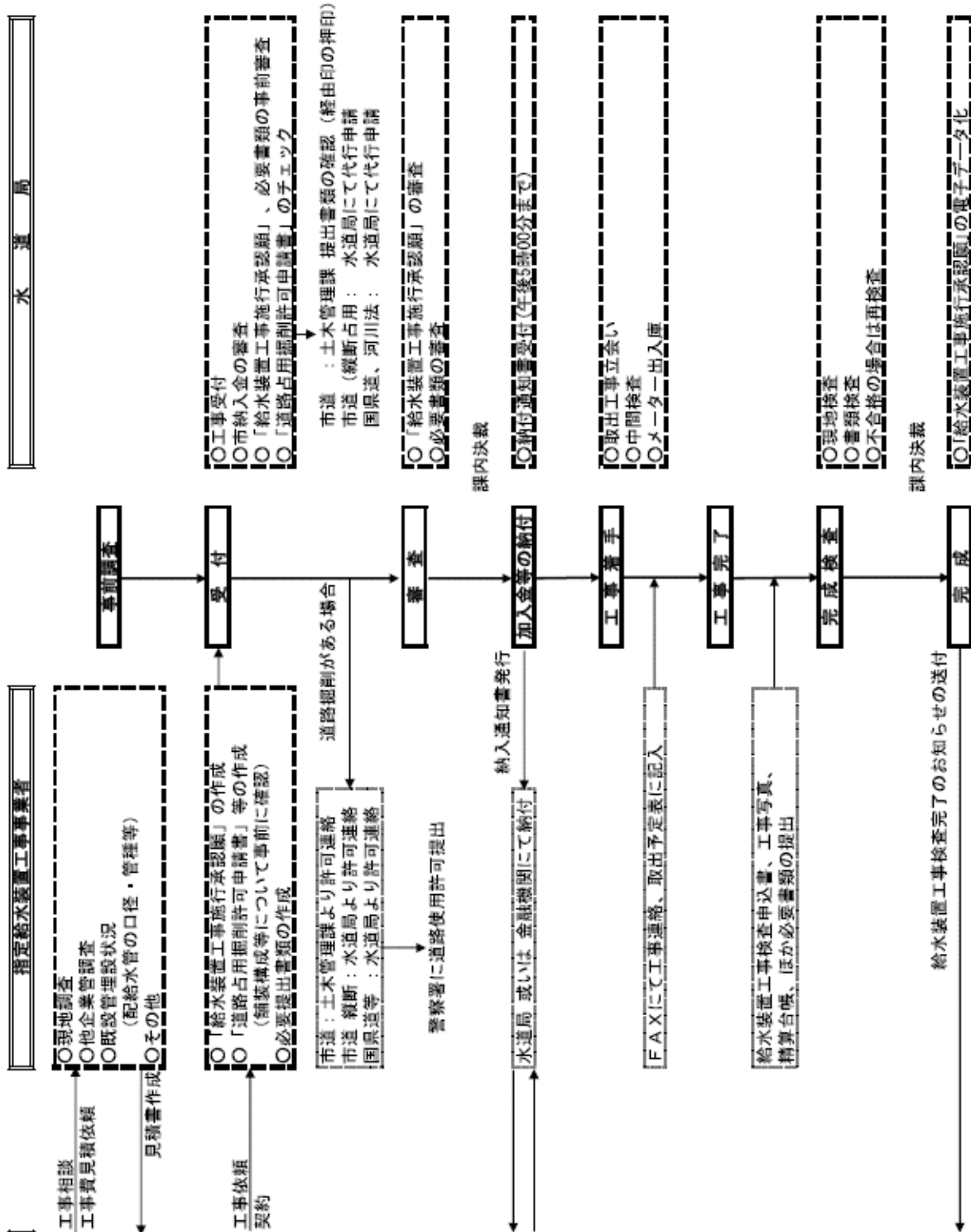


図 5-1-1 給水装置工事手続き

5-1-2 施工承認後の手続き

施行が承認された後の指定業者及び給水装置工事主任技術者の行う手続きは次のとおりとする。

1. 水道利用加入金及び設計審査手数料の納入は、申込者または指定業者とし、管理者が発行した納入通知書等により納入しなければならない。
2. 主任技術者は、本管から分岐するとき、あるいは分水止をするときは、施工する前日（原則として正午まで）に給排水業務課給水装置係に備えてある「給水取出し予定表」に記入すること。
3. 主任技術者は、給水装置工事を施工するとき、上下水道局に「工事施工報告書」をファックスで連絡しなければならない。
4. 指定業者は、当該給水装置工事を担当する給水装置工事主任技術者に変更があった場合は、速やかに届出ること。
5. 指定業者は、主任技術者に記録を作成させ、3年間保存すること。

〔解 説〕

1. について

上下水道局で納付する時は、平日の午後 5 時 00 分までに行うこと。

口座振替により納付する時は、発行日より 2 週間以内に納付し、領収書のコピーを提出すること。

管理者は納付を確認した時に施行を承認する。また、県道間接事務費は別に納付すること。

2. について

施工箇所は酒匂川を東西で分割（「東地区」、「西地区」）し、原則として 1 日に各 2 箇所までとする。

工事施工の 7 日前までに付近住民に周知徹底を図り、自治会長にも連絡すること。

断水工事及び夜間工事を行う場合は、7 日前までに管理者と調整すること。

断水工事を行うときは、「断水のお知らせ」を作成し、断水区域に周知徹底するとともに、管理者に「断水のお知らせ」を 6 部提出すること。

3. について

「工事施工報告書」の連絡は施工当日の午前 8 時 20 分までとする。

5. について

保存する記録とは次のとおりとする。

申込者の氏名及び名称

- ① 申込者の場所
- ② 施工完了年月日
- ③ 給水装置工事主任技術者の氏名
- ④ 竣工図（精算台帳）
- ⑤ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具
- ⑥ 基準適合確認の方法及びその結果

5-1-3 変更・取り消しの手続き

1. 承認を受けた給水装置工事を変更または取り消すときは、指定業者は速やかに給水装置工事変更・取消届を提出すること。

[解 説]

1. について

工事の内容についての大きな変更があるときは、提出済の申込書の図面を修正するか、別途修正図面を書いて提出すること。また、軽微な変更の場合は、精算時に行うものとする。

5-1-4 水道メーター貸与の手続き

1. 水道メーターの貸与は、取付当日の午前8時20分までに水道メーター貸与の旨を「工事施工報告書」に記入し、ファックスにて給排水業務課給水装置係に連絡すること。
2. 水道メーターの貸与は、上下水道局メーター倉庫にて取付け当日の午前9時00分から午前9時20分までとし、必要書類を提出すること。

[解 説]

2. について

新設工事のとき → 給水装置使用開始届、位置図

改造工事のとき → 改造メーター取替伝票

5-1-5 その他の手続き

提出書類	提出数	備 考
①代理人選定届	1	
②総代理人選定届	1	
③水道メーター等紛失届	1	
④給水装置中止・廃止届	1	廃止の場合、閉栓箇所と撤去管の写真添付
⑤給水装置種別・用途変更届	1	
⑥給水装置所有者名義・住所変更届	1	
⑦水道メーターき損届	1	
⑧給水装置工事 事前施行申請書	1	
⑨給水工事(取出)施行届	1	

[解 説]

①について

給水装置の所有者となっているものが、市内に居住していないときなどの場合に、市内に居

住する代理人を選定するときに管理者に届け出る書式。

②については

共用栓を使用する場合に、その共用栓の所有者・使用者のいずれかを総代理人として選定するための書式。

③については

管理者が貸与している水道メーターを紛失したときに、給水装置所有者が上下水道局に弁償する際に届け出る書式。

④については

給水装置の中止、または廃止するときに管理者に届け出る書式。

廃止する場合は、給水管分岐箇所の分岐止の写真と水道メーターを同時に届け出する。

⑤については

既に使用している給水装置の種別や、用途が変更された場合に上下水道局に届け出る書式。

⑥については

給水装置の所有者に変更が生じたときに管理者に届け出る書式。

⑦については

上下水道局が貸与している水道メーターをき損したときに、給水装置所有者が管理者に弁償する際に届け出る書式。

⑧については

建築の進行状況により、承認を行う前に一部施工するときに提出する書類。

給水管取出工事は認めない。

主任技術者が管理者（給排水業務課担当者）に提出し、承認を得ること。必ず申込書と同時に提出する。

⑨については

配水本管工事または舗装先行工事（官公庁が行う工事）の施工中において、新たに給水管取出工事を行うときに提出する書類。

事前に、⑧の書類と⑨のコピー及び道路占用掘削申請書を提出し、管理者及び道路管理者の許可後提出すること。

施工後、⑨にオフセット等必要事項を記入し、管理者に提出すること。

理由書には工事名と内容及び担当課を記入すること。また必ず給水装置新設工事を 5 年以内に行う誓約書を記入すること。

施工は、分譲管工事に基づき施工すること。

5-2 申込書の記載方法

5-2-1 指定給水装置工事事業者の記載

- | | | | |
|------------------|--------------|--------------------|----------|
| 1. 工事申込者 | 2. 工事施行者 | 3. 設計審査手数料の納入者 | |
| 4. 給水装置所在地 | 5. 所有者 住所、氏名 | 6. 使用者氏名 | 7. 用途 |
| 8. 権利者承諾欄 | 9. 誓約書 | 10. 給水需要量 | 11. 給水方式 |
| 12. 分水地点水圧 | 13. 配水本管 | 14. 給水装置工事主任技術者の氏名 | |
| 15. 設計等年月日 | 16. 市納入金 | 17. 水栓番号、需要者番号 | |
| 18. 水道メーター口径及び番号 | 19. 位置図 | 20. 支給材料 | |

[解 説]

1. について

申込者が個人の場合は、本人が署名押印すること。

申込者が法人の場合は、社名及び代表者名を記入（ゴム印可）し、代表者印を押印すること。

2. について

指定給水装置工事事業者及び代表者名を記入（ゴム印可）し、代表者印を押印すること。

3. について

設計審査手数料の納入が申込者か施行者か○で囲むこと。

4. について

給水装置を設置する住所で、原則として住居表示とする。また、地番が2つ以上ある時は、所有者に確認して記入すること。住所表示と地番表示が異なる地域において、地番を併記する場合は住所表記の記載スペースを空けた上で、地番（小字から）をカッコ書きとすること。

5. について

1. と同様とする。

6. について

共同住宅の場合は部屋番号も記入すること。

7. について

家庭用、事業用、臨時用のいずれかを○で囲むこと。事業用の場合は内容を記入すること。

8. について

1. と同様とする。

土地及び私道使用承諾については、その所有者全ての承諾を得ること。

支管分岐承諾は、共有管（共同負担で布設した管）から分岐する場合、その代表者の承諾を受けること。代表者がいない場合は、共有者全員の承諾を受けること。

また、分岐管（私有管から分岐の承諾を受けて分岐した給水管）から分岐する場合は、両方の所有者の承諾を受けること。

9. について

常時給水に支障がなく使用できるような施設にすること。

10. について

給水装置使用者が必要とする水量を、使用者と十分打合せを行い記入すること。

なお、貯水槽及び多量使用については使用量計算書、貯水槽においては高架水槽と合わせ、容量計算書を添付すること。

11. について

給水方式の該当項目を○で囲むこと。

貯水槽の場合は、有効容量及び全容量を記入すること。

12. について

分岐点の配水支管または給水管の最低動水圧を記入すること。

調査は近隣等の給水装置で水圧を計り、最低動水圧を記入すること。

13. について

分岐する配水支管の管種、口径を記入すること。

14. について

担当する給水装置工事主任技術者名を記入し、押印すること。

15. について

設計（申請時記入）、着工、完成、精算（精算時記入）のそれぞれの年月日を記入すること。

16. について

水道利用加入金及び設計審査手数料を記入する。

県道間接事務費は、道路管理者が規定する額を計上する。

（金額については「表 5-2-1」及び「表 5-2-2」による）

17. について

普計、特計の別を記入する。改造及び増設工事のとき記入すること。

18. について

増設工事のとき記入すること。改造工事のときは欄外に鉛筆書きにて記入すること。

19. について

① 住宅地図を使用し、北を上にし、施工箇所が中心になるようにすること。

② 工事場所の字及び引き出し線は赤で書くこと。

③ 方位を記入すること。

④ 配水支管及び給水管位置を図示すること。

⑤ 複写機を利用して作成する場合は次によること。

- ・ 申込書に位置図を貼付しないこと。
- ・ 地形や文字がはっきりと読み取れること。
- ・ 主要目標物等が記入され、位置図のみで工事場所に到達できること。

⑥ 右上に工事場所・申込者を記入すること。

20. について

水道メーターの口径と個数を記入すること。

5-2-2 管理者の記載

管理者は、申込書を受理したのち、内容を審査し、次の該当項目を記入する。

- | | | | |
|---------------------|-----------|--------|---------|
| 1. 受付番号及び受付日 | 2. 確認事項 | 3. 承認印 | 4. 市納入金 |
| 5. 水栓番号、需要者番号、分譲管番号 | 6. 開栓年月日 | | |
| 7. 水道メーター口径及び番号 | 8. 検査合格証明 | | |

〔解 説〕

1. 2. について

受付時に記入する。

3. について

加入金等納入日に押印する。

4. について

県道間接事務費が発生したときに記入する。

5. について

水栓番号、需要者番号については、新設の場合のみ市納入金受領後記入する。分譲管番号は受付時に記入する。

6. 7. について

水道メーター貸与時に記入する。

8. について

検査完了後記入する。

表 5-2-1 水道利用加入金

水 道 利 用 加 入 金	
メーターの口径	金額（税込）
20ミリメートル以下	132,000円 （ 工事の申込みの日の3年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する個人が、自己の居住の用に供する住宅または地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅で、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるものにあつては、77,000円 ）
25ミリメートル	198,000円
40ミリメートル	990,000円
50ミリメートル	1,430,000円
75ミリメートル	3,630,000円
100ミリメートル	6,050,000円
150ミリメートル	12,100,000円
200ミリメートル	17,600,000円
（注） 1 給水装置（水道メーター）を新設するとき。 2 給水装置を増、改造し、水道メーターを変更（メーター口径の増径）するとき。 ただし、新しい水道メーターの加入金の額と元の水道メーターの額の差額。 3 上記の金額には、10%の消費税及び地方消費税相当額が含まれています。	

表 5-2-2 設計審査手数料

設 計 審 査 手 数 料		
区 分		金額（1件につき）
新 設 工 事		19,000円
改 造 工 事 (メーターの口径を変更する場合に限る。)		19,000円
増 設 工 事 (排水設備工事を含む。)		12,000円 ただし、軽微な増設工事及び 排水設備工事にあつては、 2,000円
分譲管工事	口径40ミリメートル以下	12,000円
	口径50ミリメートル	20,000円
	口径75ミリメートル以上	30,000円
貯 水 槽 (全容量)	5立方メートルを超え 20立方メートル以下	20,000円
	20立方メートルを 超えるもの	30,000円
子メーター	10個以下	13,000円
	11個以上50個以下	25,000円
	51個以上	37,000円
備考 1 新設工事を行い、貯水槽及び子メーターを設置する場合は、新設工事の項及び子メーターの項に規定する金額並びに貯水槽の項に規定する金額の2分の1に相当する金額の合計額とする。 2 新設工事を行い、貯水槽を設置する場合は、新設工事の項及び貯水槽の項に規定する金額の合計額とする。 3 分譲管工事の場合は、分譲管工事の項及び新設工事の項に規定する金額の合計額とする。 4 貯水槽改造のみの場合は、貯水槽の項及び増設工事の項に規定する金額の合計額とする。 5 子メーターのみの増設工事の場合は、子メーターの項に規定する金額のみとする。		

5-2-3 誓約事項の記入例

誓約事項の記入例は次のとおりとする。

1. 水道メーター管理に対する誓約事項

私は、市から貸与された水道メータの善良な管理を怠り、破損し、または損失した場合には、事業管理者の定める損害額を賠償し、また、計量業務に支障が生じた場合には、自費をもって移設いたします。

令和 年 月 日

氏名

印

2. 給水装置維持管理に対する誓約事項 (旧・屋内配管に対する誓約事項)

配水支管分岐点から市上下水道局の漏水修理区分までを除く、給水装置における漏水等不具合については、当方にて修理いたします。

令和 年 月 日

氏名

印

3. 給水装置に係る器具に対する誓約事項 (湯沸器・製氷機・ウォータークーラー)

湯沸器・製氷機・ウォータークーラーを設置いたしますが、減・断水等により故障及び水質に異常が生じても当方で対応します。

令和 年 月 日

氏名

印

4. 給水栓 1 栓の時の増設に対する誓約事項

増設工事を行う場合には、小田原市指定給水装置工事事業者に依頼し市上下水道局の承認を受けた後、施工いたします。

令和 年 月 日

氏名

印

5. 共同管理に対する誓約事項

今後、この給水装置は、〇〇〇〇を代表とし〇〇戸にて維持管理いたします。

令和 年 月 日

氏名

印

共有管所有者 住所

氏名

印

6. 所有者不明に対する誓約事項

所有者不明管から分岐した後の一切の諸問題は、当方で責任をもって処理いたします。

令和 年 月 日

氏名

印

7. 貯水槽 (タンク) 給水に対する誓約事項

貯水槽以降の維持管理は責任をもって行い、特にボールタップについては十分注意を払います。

令和 年 月 日

氏名

印

8. 営業等、直結給水に対する誓約事項

減・断水等により営業に支障が生じても市上下水道局に苦情は申しません。

令和 年 月 日

氏名

印

9. 既設配管接続に対する誓約事項

既設引込管を使用しますが、赤水等が生じても市上下水道局に苦情を申しません。

令和 年 月 日

氏名 ㊞

10. 太陽熱温水器に対する誓約事項

太陽熱温水器を設置いたしますが、屋根上でのき損等による漏水及び水圧、水量の低下、その他不備が生じても当方の責任において修繕を行い、市上下水道局には苦情を申しません。

令和 年 月 日

氏名 ㊞

設置器種

メーカー名

型式

11. 機能水器具の設置に対する誓約事項

浄水器・活水器についての維持管理は、当方で責任をもって行い、水質の変化については一切市上下水道局に苦情を申しません。

令和 年 月 日

氏名 ㊞

下記については、令和 24 年 4 月の告知に基づき、別紙定型の誓約書により、誓約書を提出すること
(参考まで、誓約文面のみ抽出し掲載いたします。)

12. 舗装に先行し給水管を取出す際（分譲管）に対する誓約事項

この度、下記地内における宅地造成等に伴う道路舗装に先行して各区画への給水管を取出す工事を行います。将来計画の変更等で、当該工事にて施工した給水管が不要になった場合には自費にて撤去し、給水管の不具合や口径に変更が生じた場合には自費にて改修します。

また、売買契約や譲渡等により所有者変更がある場合は、撤去も含め維持管理の責務について継承することを誓約いたします。

13. 給水栓を1栓設ける給水装置工事（工事用臨時栓等）に対する誓約事項

この度、小田原市 地内において工事用給水装置工事（給水栓を1栓設ける工事）を申し込みますが、建築計画が確定次第、必ず工事着手前に小田原市指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事の申込みを行い、施行承認を受けます。

なお、給水装置工事の施行承認を受けずに工事を実施した場合には、後続の給水装置工事を手続きし、承認されるまでの間、工事用（臨時栓）料金適用とし、工事申込み、給水装置の是正工事等、上下水道局の指示に従います。

上下水道局の指示に従わない場合には、小田原市給水条例に基づき給水を停止されても異議申し立てをいたしません。

また、当該給水装置工事について売買契約等により所有者変更がある場合にも、上記誓約の全てを継承します。

14. 水の出不良に対する誓約事項

小田原市 において施工する給水装置工事につきまして、水の出不良については、一切市上下水道局に対し苦情は申しません。

また、水の出が不良のときは、自費を持って給水装置 及び 引込管を改良いたします。

15. 消火用施設を設置する工事に対する誓約事項

小田原市 に設置する消火用施設の維持管理は責任を持って行ないます。

なお、市上下水道局の断水・減水等により消火用施設の故障及び水量不足等が生じた際も市上下水道局に対し、一切苦情などは申しません。

[解 説]

9. について

公道上の給水管の布設替をしない場合（φ20~25 mmにおいてはステンレス鋼管以外、φ50 mmについては HPPE 以外、φ75 mm以上については HRDIP-NS 及び GX 以外）は必ず記入すること。

注釈)

- ・ 誓約書の提出がなく、常時給水に支障がなく、使用出来るような施設にすること。
- ・ 申込者にて記入捺印をしてもらい提出のこと。
申請書の誓約記載欄に入りきらず、欄外に記載する場合は、欄外にも署名、押印を得ること。
- ・ 簡易増設にて、申請を出す場合は、別紙にて誓約書を記入すること。

5-3 図面作成

設計図面の作成方法は、次のとおりとする。

5-3-1 図面作成

平面図、立面図、位置図は、統一された線、文字、記号により表現し、誰が見ても容易に給水装置の実態を知ることができるものであること。

1. 作図

CAD により作成すること。

2. 用紙

- (1) 申込書（給水装置工事施工承認願）は指定用紙を使用すること。
- (2) 自己の用紙を使う場合は、管理者指定の用紙と同等のもの（**斤量：110～180 kg 程度の上質紙**）を使用すること。
- (3) 指定用紙に納まらない場合は、上質紙を別に使用すること。
- (4) 分譲地管の竣工図は、A2 判（上質紙）で作成し、施工業者及び給水装置主任技術者の記名・押印したものを 1 部提出すること。

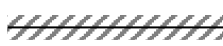
3. 縮尺

適当な縮尺で要領よく見やすく書くこと。

4. 線及び文字

文字及び記号は、正確、明瞭、丁寧な図面に適した大きさに統一して、A4 用紙へ縮小した場合でも読めるサイズで、体裁よく配列すること。

また、線については次のとおり書き表すこと。

名称	色別	太さ	凡例
新設給・配水支管	赤	実線 0.3～0.5mm	
既設給水管	赤	点線 0.1～0.2mm	
撤去給水管	黒	実線 0.1mm 実線の上にハッチをつける	
既設配水支管	赤	一点鎖線 0.1～0.2mm	
新設井戸配管	青	実線 0.3～0.5mm	
既設井戸配管	青	点線 0.1～0.2mm	
スプリンクラー配管	緑	実線 0.3～0.5mm	

※ 斤量：紙の厚みの単位 斤量 180 kg：一般的な郵便はがき相当の厚み)

5. 管種

管種の記号は次のとおりとする。

表 5-3-1 管種記号

管 種	記号	対 応 英 語
水道用合金鉛管	L.P	Lead Pipe
水道用脱酸銅管	C.P	Copper Pipes
水道用亜鉛メッキ鋼管	G.P	Galvanized Steel Pipe
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	V.L.G.P	Unplasticized Polyvinyl Chloride Lining Pipe
水道用タールエポキシ樹脂ライニング鋼管	T.L.G.P	Tar Epoxy Lining Steel Pipe
水道用铸铁管	C.I.P	Cast Iron Pipe
水道用メカニカル形ダクタイル铸铁管	M.D.I.P	Mechanical Ductile Iron Pipe
水道用メカニカル形ダクタイル铸铁管(SⅡ形)	MDIP(SⅡ)	Mechanical Ductile Iron Pipe
水道用メカニカル形ダクタイル铸铁管(S形)	MDIP(S)	Mechanical Ductile Iron Pipe
水道用タイソン形ダクタイル铸铁管	T.D.I.P	Titon Ductile Iron Pipe
耐震継手ダグタイプ铸铁管(NS形)	HRDIP(NS)	Hazard Resilien Ductile Iron Pipe
耐震継手ダグタイプ铸铁管(GX形)	HRDIP(GX)	Hazard Resilien Ductile Iron Pipe
ダグタイプ铸铁(仕切弁)	FCD	Ferrun Casting Ductile Pipe
水道用塗覆装鋼管	SP	Steel Pipe
水道用硬質塩化ビニル管	V.P	Vinyl Pipe (Unplasticized Polyvinyl Chloride Pipe)
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H.I.V.P	High Impact Polyvinyl Chloride Pipe
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	P.L.G.P	Polyethylene Powder Lining Steel Pipe
水道用ステンレス鋼管	S.S.P	Stainless Steel Pipe
水道用硬質ポリエチレン管	P.P	Polyethylene Pipe
水道配水用ポリエチレン管	H.P.P.E	Higher Performance Polyethylene Pipe
水道用架橋ポリエチレン管	X.P.E.P	Cross Linked Polyethylene Pipe
水道用ポリブテン管	P.B.P	Polybutene Pipe

6. 給水装置記号

記号は次のとおりとする。

(1) 弁・栓類・その他

名称	仕切弁	スルースバルブ等	止水栓	副止水栓	逆止弁	メータ	空気弁
図示記号	 				 (単式)  (複式)		
名称	消火栓						
	地上式	地下式					
図示記号							

図 5-3-1 弁栓類等の記号

(2) 給水栓類

区分	平面図	
名称	一般器具	給水装置に係る器具
図示記号		

区分	立体図						
名称	胴長水栓	自在水栓	ホースカラン	立水栓	シャワーヘッド	ボールタップ	給水装置に係る器具
図示記号							

※給水装置に係る器具については、品名を明記すること。

図 5-3-2 給水栓類の記号

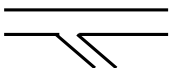
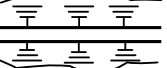
(3) タンク類その他

名称	受水タンク	高置タンク	ポンプ	大便器	小便器	手洗器	洗面器	ロータンク ハイツタンク	風呂場
図示記号									
名称	給水管	立体 交差管	直管	短管1号	短管2号	二受 T字管	フランジ付 T字管	受サシ 片落管	サシ受 片落管
図示記号									

図 5-3-3 タンク類の記号

(4) 一般表示

名称	神社	仏閣	教会	学校	病院	郵便局	警察署	消防署	高塔
図示記号									

名称	通路	河川及び橋	開堀	築堤
図示記号				

名称	一般生垣	ブロック又は石垣	門扉	鉄道線路
図示記号				

図 5-3-4 一般表示の記号

7. 寸法

- (1) 口径の単位はミリメートル (mm)、延長の単位はメートル (m) とすること。
- (2) 延長は、小数点以下 1 位まで書くこと。
- (3) 簡単なときは、引き出し線を用いず、判明しやすいところに記入し、複雑なときは、引き出し線を用いて細部を明記する。

8. 平面図

- (1) 給水装置の設置状況がわかるように次の事項を記入すること。
 - (ア) 公・私道の別 (公道の場合は道路名、私道の場合は所有者名)
 - (イ) 道路幅員
 - (ウ) 舗装種別
 - (エ) 歩車道の区別
 - (オ) 公有地と私有地の境界線
 - (カ) 隣接家屋及び同一敷地内に他のメーターが存在する場合の水栓番号
 - (キ) 水道メーター、止水栓の位置
 - (ク) 既設管 (配水支管・給水管) の占用位置
 - (ケ) 既設管 (配水支管・給水管) の管種、口径、工事番号 (配水支管・分譲管)、施工年度
 - (コ) 当該家屋の間取、名称
 - (サ) 布設位置
 - (シ) 隣接家屋との境界
- (2) 局部的に説明を加える必要がある場合は、詳細図を別に書くこと。
- (3) 本管からの給水装置の取出し位置のオフセット及び止水栓のオフセットは、竣工時に記入すること。
- (4) 一般家庭の新設管は、管種、口径、寸法を平面図に記入すること。
- (5) 一般家庭以外の新設管は、管種、口径、寸法を立体図に詳細に記入するので、特別なものを除き省略する。
- (6) 直結機器等を設置するときは、設置するものの種類を記入すること。
- (7) 一般的な水栓名は番号により表示すること。
- (8) 上が北を標準とし、方位を記入すること。

9. 立体図

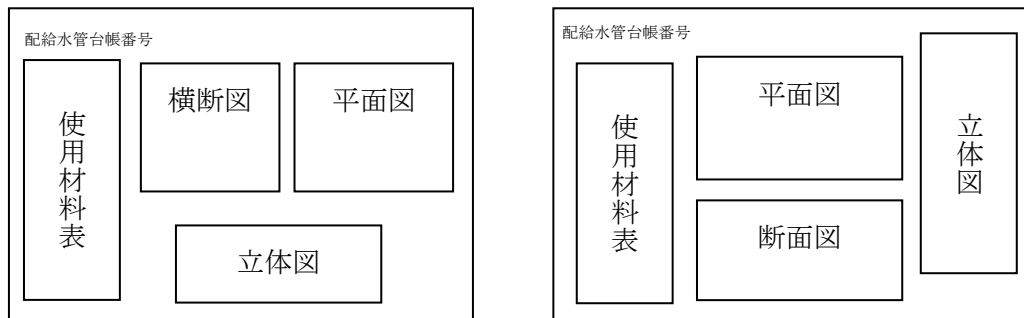
- (1) 立体図は、縮尺に関係なく給水装置の全体がわかるように、本管に対しておおむね 45 度の傾斜角度で書くこと。
- (2) 立体図は、管種、口径、延長、記号、名称等をできるだけ詳細に記入すること。
- (3) 局部的に説明を加える必要がある場合は、詳細図を書くこと。

10. 横断図

- (1) 新規に給水管の取り出し工事を行う場合は必ず記入すること。
- (2) 既設配水支管の管種、口径、埋設位置、埋設深さ等を記入すること。
- (3) 新設給水管の管種、口径、埋設深さ等を記入すること。
- (4) 既設の側溝、水路や他事業埋設管の状況を標示すること。

1 1. 配置

(1) 次図のように配置すること。



(注) 竣工にて変更がある場合の図面は、当初図面の上に別紙添付すること。

図 5-3-5 図面レイアウト

12. 配置

使用する材料、給水栓等の品名、口径、数量等を記入する。

[解 説]

1. 管種、口径等の表現例は、次のとおりである。

[例]

口径 (mm)	13	25	50	150
延長 (m)	0.2	2.0	2.7	18.0

延長×管種・口径

10.0 $\times$ VLG P50 $25.0 \times \text{VP25}$

2. 一般家庭とは、専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅（店舗内に水栓のないもの）をいう。

また、一般家庭の特殊な場合とは、判読ができない時（例えば、複雑な立上がり等）をいう。

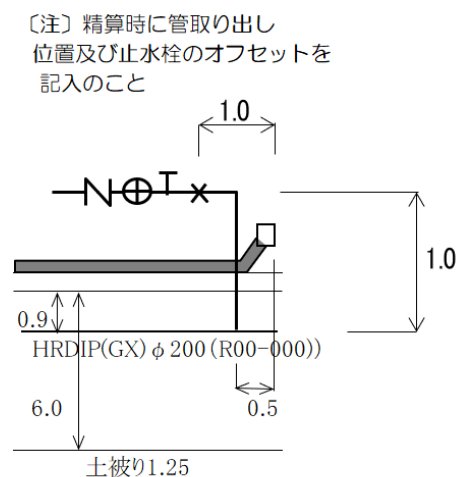
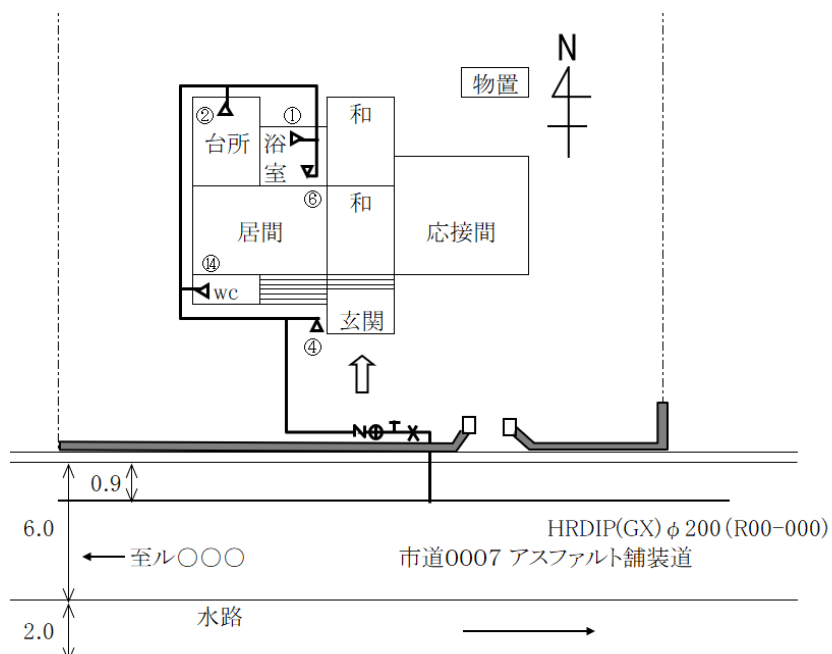


图 5-3-6 平面图

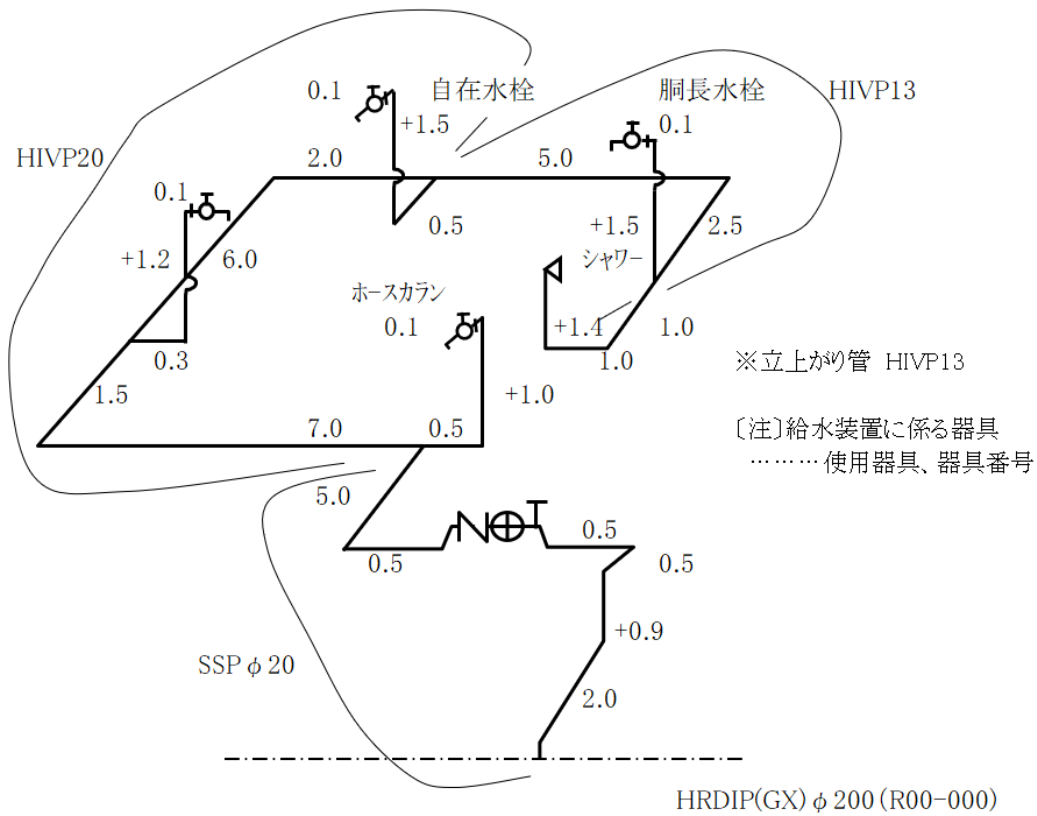


図 5-3-7 立体図

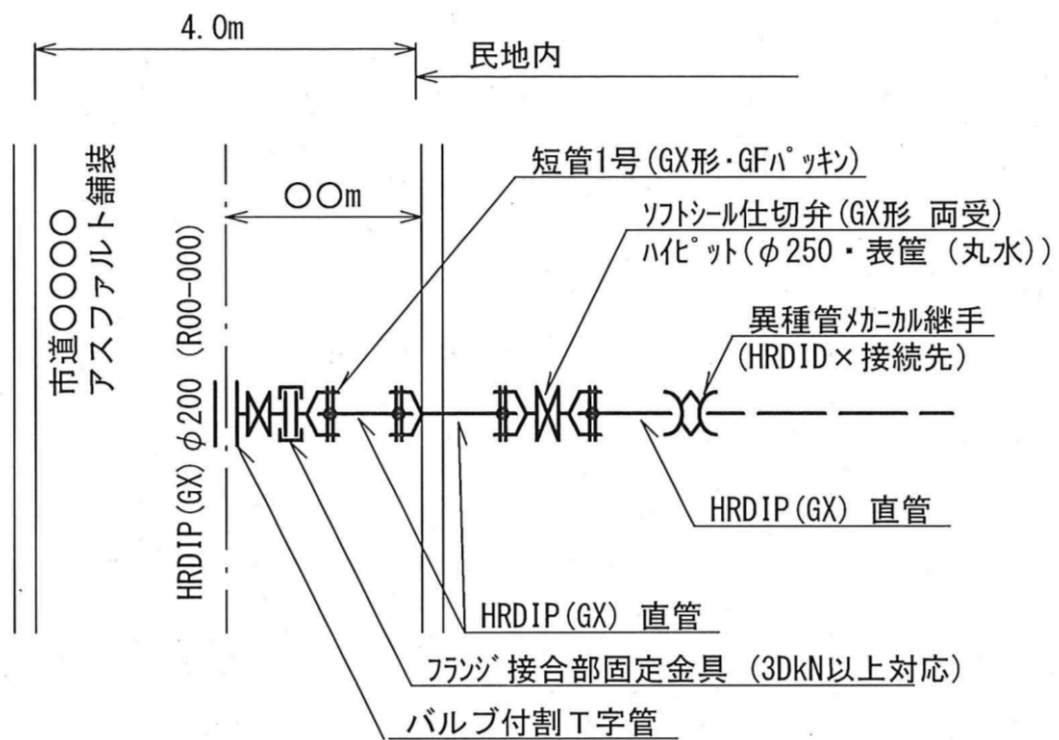
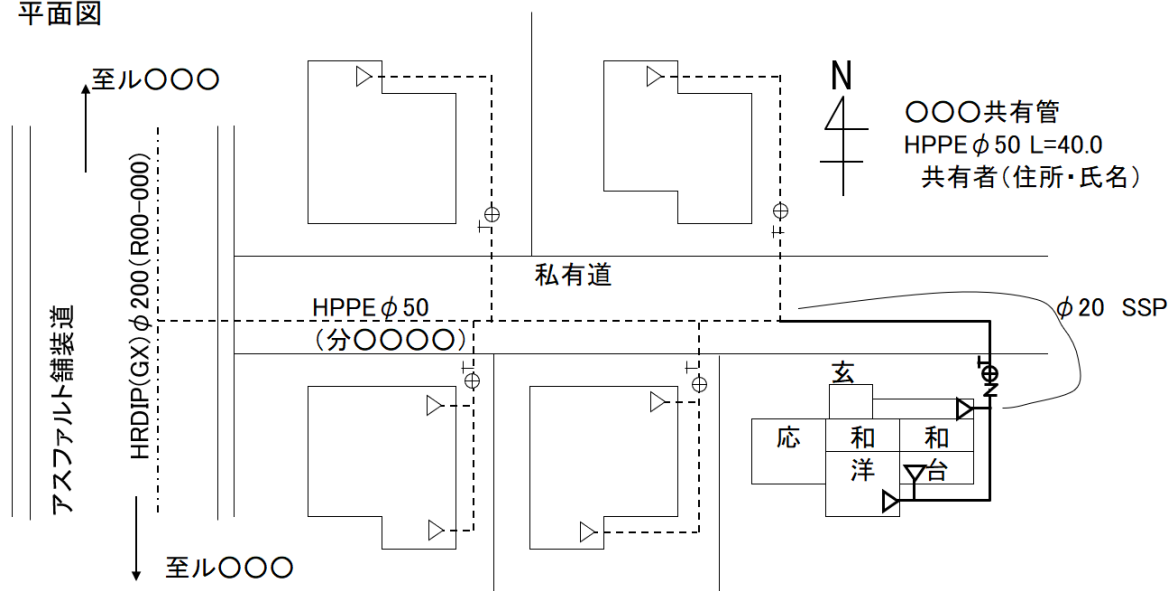


図 5-3-8 詳細図 (引き出し図例)

平面図



立体図

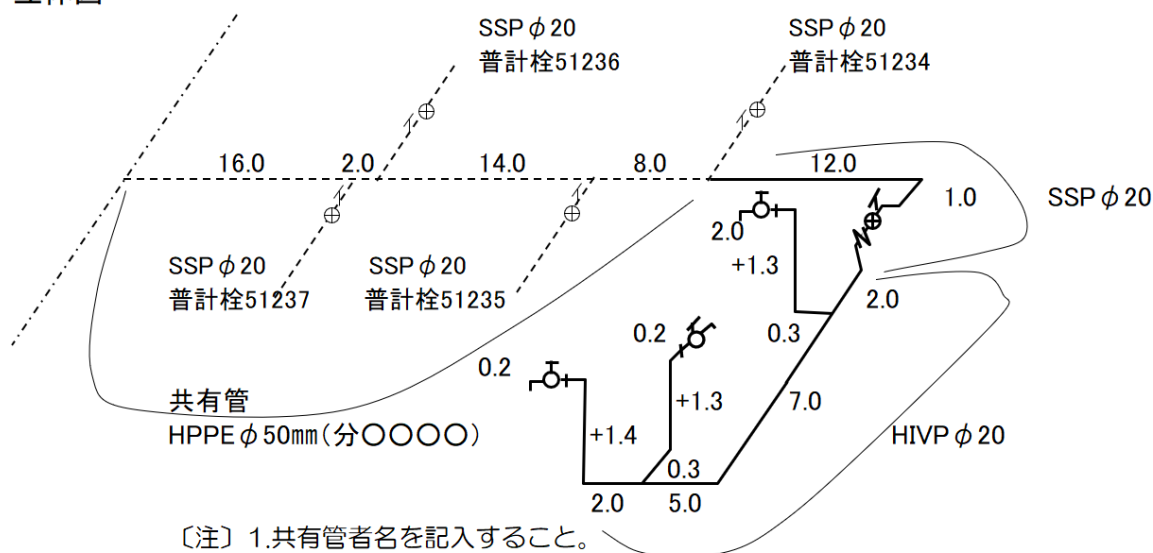
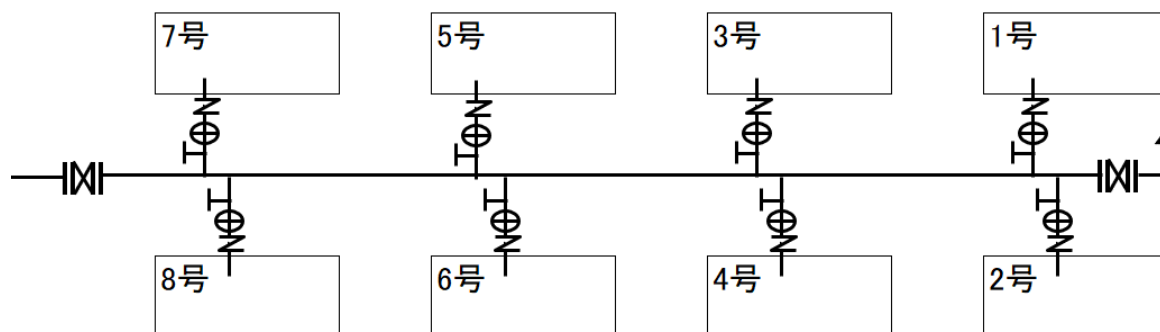
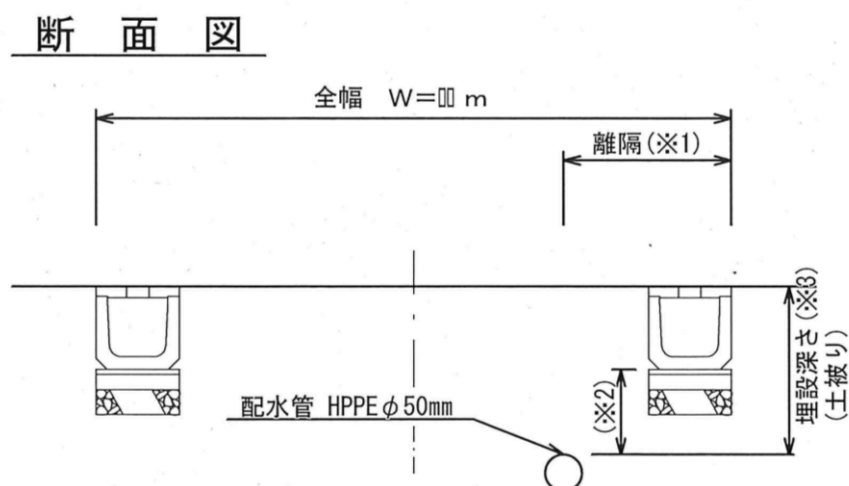
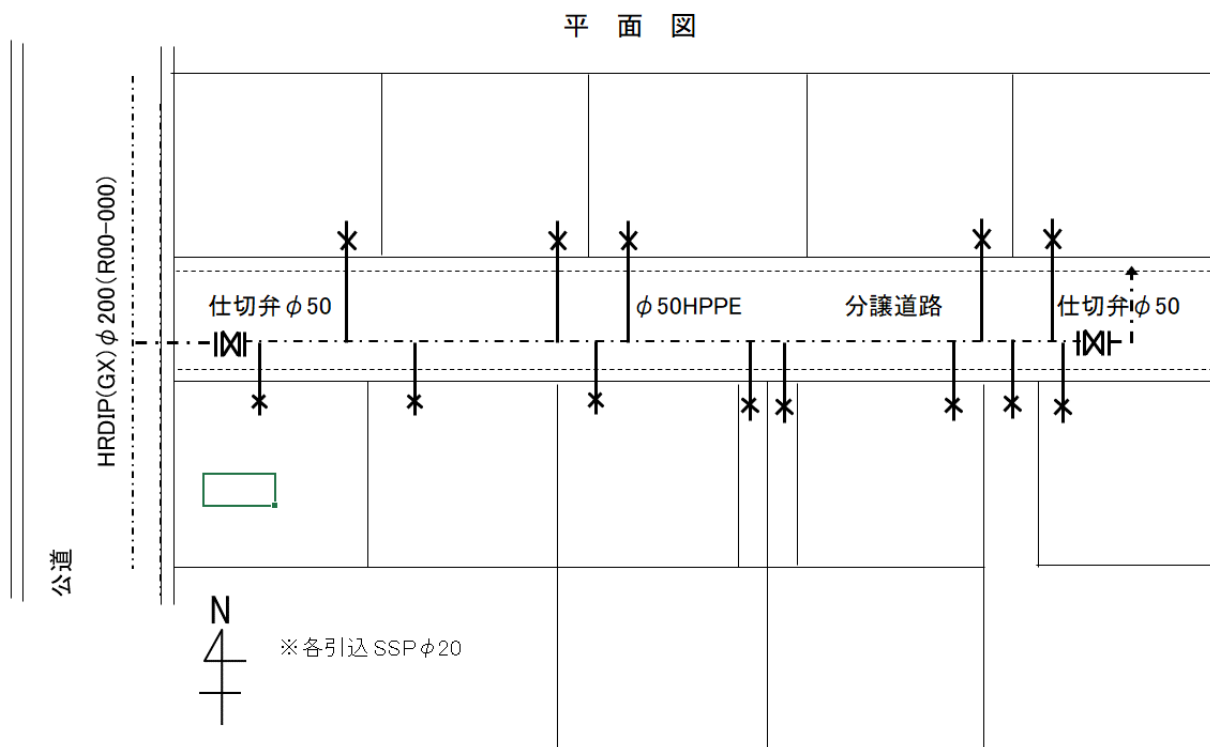


図 5-3-9 支管分岐の場合



幹線、給水台帳は、1号として申請し、順次2号、3号～8号として提出すること。
ただし、共同住宅で新設の場合は、1枚の申請書にまとめることができる。

図 5-3-10 アパート等の場合の申請順序



※1 敷地境界から1.0m（又は道路構造物から0.5m）以上の離隔を確保すること

※2 構造物との離隔は、面 - 面300mm以上確保すること。

※3 土被りは、道路管理者の指示に従うものとする。

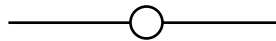
- 注
1. 各戸分岐は、この指針に示すとおり、施工方法で行うこと。
 2. ドロ吐き管を管末に取り付けること。
 3. 土被りは、指定の深さとする。
 4. 申請図面には、断面図を記入し、他事業者の占用位置も記入すること。
 5. 位置図、平面図、横断図、詳細図、給水切替図を作成すること。
 6. 共有代表者（総代人）の届出を行うこと。
 7. 維持管理（譲渡しない場合）を共有管は、すべての管理を所有者側で行うこと。
 8. 配水支管を管理者へ譲渡する場合は、自費工事申請を行い、必要書類を添付すること。

図 5-3-11 分譲管の申請方法

1 3. 申込書図面の簡略化の場合の作成方法

(1) 平面図について

- ア) 尺度は、1 : 100 または 1 : 200 にて図示。なお、必ずスケールを図面上に記入すること。
- イ) 敷地を明確に図示すること。
- ウ) 間取りを明確に図示すること。なお、玄関、入口等特に図示 () すること。
- エ) 給水管は、平面標示にて記入すること。
- オ) 立上り管の記入標示は、次のとおりとする。



- カ) 立下り管の記入標示は、次のとおりとする。



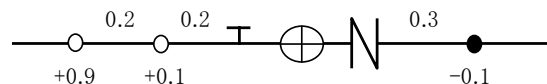
- キ) 器具標示は、番号にて記入する。

番号	品名	番号	品名	番号	品名
①	胴長水栓	②	自在水栓	③	散水栓
④	万能ホーム水栓	⑤	湯水混合水栓	⑥	ハンドシャワー付水栓
⑦	大便器(ハイタンク)	⑧	大便器(ロータンク)	⑨	小便器水栓
⑩	衛生水栓	⑪	瞬間湯沸器	⑫	貯湯湯沸器
⑬	分岐水栓	⑭	立水栓・ アングル型止水栓	⑮	ボールタップ
⑯	上り湯用瞬間湯沸し 付風呂がま	⑰	製氷機・ 浄水器・食洗器	⑱	自動販売機類
⑲	バルブ類	⑳	減圧弁	㉑	ウォータークーラー
㉒	太陽集熱器	㉓	安全弁	㉔	ドレーンバルブ

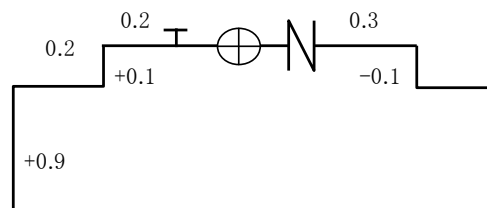
例 ①：胴長水栓

- ク) 外柵の状況を標示のこと。特に門・入口等を記入する。
- ケ) 給水装置に係る器具については、認証品を取り付ること。
- コ) 管種・管径を明記すること。
- サ) 給水取出管の管種、口径、施工年度を明記すること。
- シ) 平面寸法等を明記すること。
- ス) 水道メーター廻り記入例

(平面)



(立面)



(2) 道路横断図(道路構造図)について

ア) 縮尺 1 : 100 または 1 : 200 にて記入すること。

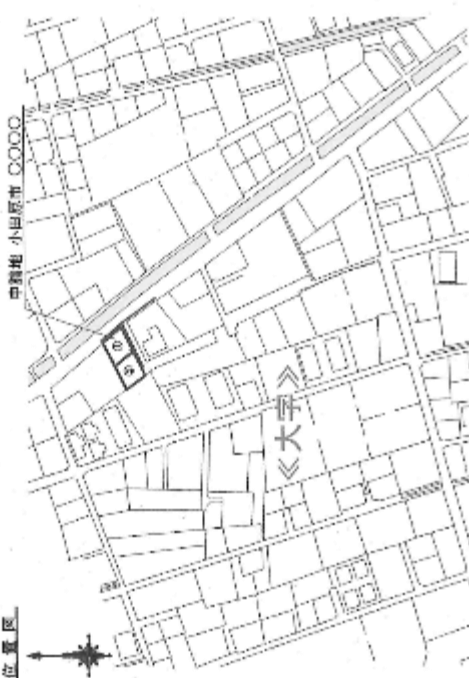
イ) 道路構造物や他事業埋設管等詳細に記入すること。

(3) 使用器具の記入について

水道法施行令第 5 条に規定する規格に適合した認証品を使用すること。

給水装置工事施工承認願 (区分 新設・改造・増設)

受付第	号	年	月	日	項	承認番号	水栓番号	〇〇〇	〇〇〇	必要者番号	第	〇〇〇	設計	計
小田原市上下水道事業 小田原市長 様					1 建築確認済書									
給水装置工事の申込みをします。ご承認願います。					2 住居系受配器 主任									
なお、給水装置工事の手続き及び施工、水道利用加入金の納付、					3 加入金受納書									
送付金の受領等については、下記の工事担当者に一任の権限を					4 道路利用許可書									
委任します。					5 関係行政・関係自治体・									
工事申込者 住所 〇〇〇〇 〇〇〇〇 印					道路位置特定									
工事担当者 氏名 〇〇 〇〇 印														
工事担当者 所在地 〇〇〇〇 〇〇〇〇 印														
工事担当者 商号又は名称 〇〇 〇〇														
工事担当者 代表者 〇〇 〇〇														
設計書並手数料の納付 (申込者・施工者)														
給水装置所在地 小田原市 番地 (字 番)					承認									
所有者 フリガナ 住所 氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇				印									
使用権者氏名	〇〇〇〇 〇〇 〇〇													
用途	家庭用・事業用 (〇〇) ・随時用				設計									
土地所有者 住所 〇〇 〇〇 〇〇					着工									
家屋所有者 住所 〇〇 〇〇 〇〇					完成									
支管分岐 (分岐番号) 第 〇〇 号 (分岐場所)					精算									
(給水装置所有者)					納入									
支管分岐 (分岐番号) 第 〇〇 号 (分岐場所)					追加									
(土地所有者)					納入									
住所 氏名					月日									
住所 氏名					給水装置量									
住所 氏名					工事前 〇〇 Mpm									
住所 氏名					検査時									
住所 氏名					分岐地点									
住所 氏名					水圧									
住所 氏名					配水管									
住所 氏名					管径									
住所 氏名					直 径									
住所 氏名					貯 水 槽									
住所 氏名					貯 水 槽									
住所 氏名					容 量									
住所 氏名					全 容 量									
住所 氏名					給水装置									
住所 氏名					工事主任									
住所 氏名					資格者									
住所 氏名					氏名									



※ 住宅地等と隣接する工業地帯の位置関係が地図上で判明可能なものを採用すること

名 称	設 計	精 算	納 入	納 入
水道利用加入金	円	円	円	円
<算出方法> <管径>・<管長>	個× =	個× =	個× =	個× =
<管径>・<管長>	個× =	個× =	個× =	個× =
設計書並手数料	円	円	円	円
小 計 (3 項目合計)	円	円	円	円
水道利用加入金	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円
水道利用加入金	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円

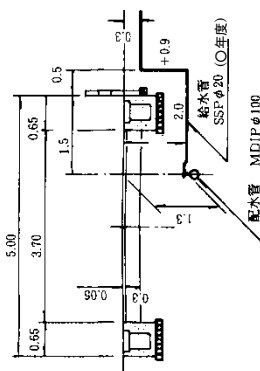
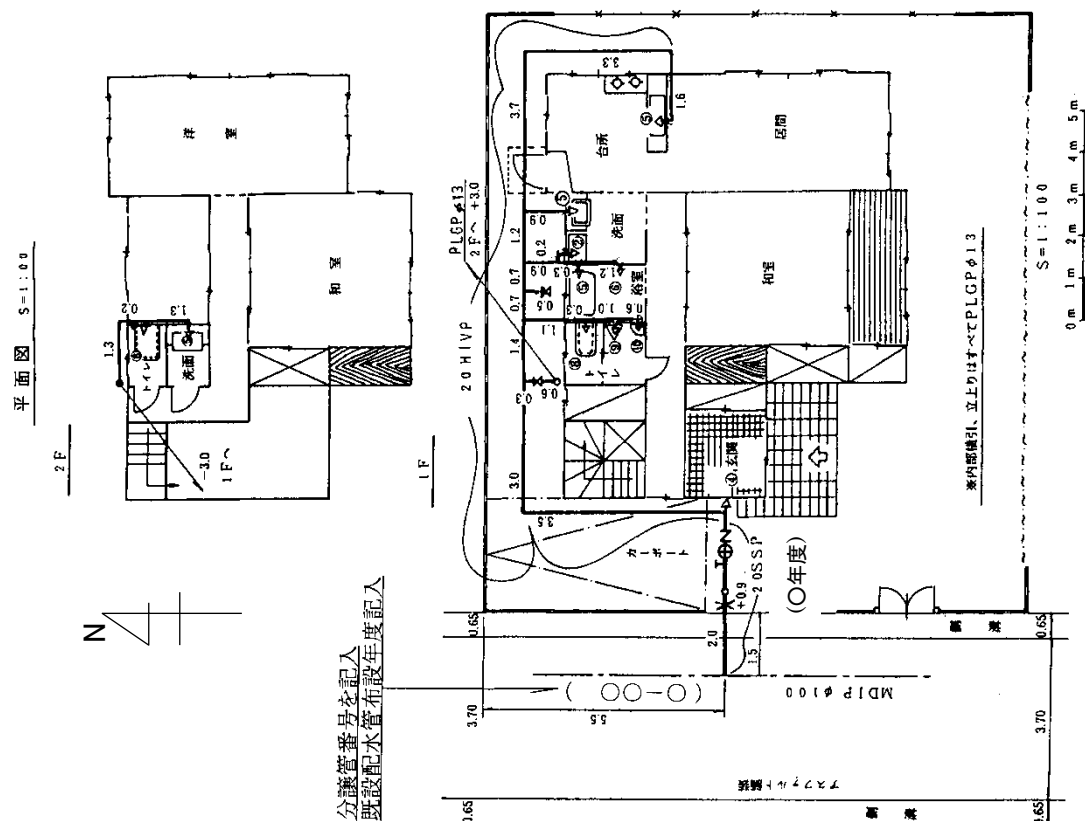
図表 5-3-1 給水装置工事施行承認願（戸建ての記入）

〇-〇 〇-〇-〇 ← 配給水管台帳の番号を記入する。

表 1 材料使用表

[illegible]

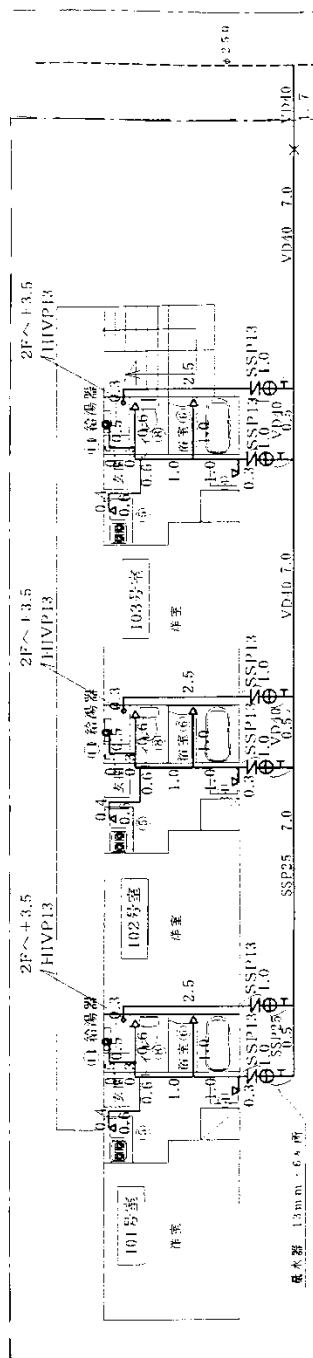
給水台帳記入例



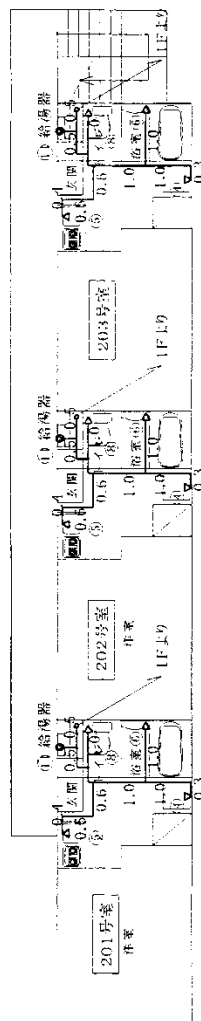
図表 5-3-2 給水装置工事施行承認願（共同住宅の記入例）

表 1 材料使用表

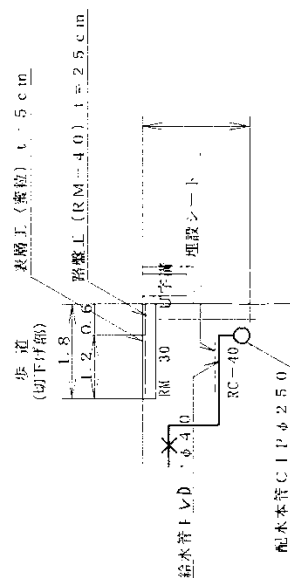
75-1-10 (5-4)



「階半面図」



2階平面図



内部引込管及び立上りはHVP13とする。

[illegible]

5-3-2 貯水槽以下の図面

1. 使用材料及び構造等がわかるように図面（配管図）を提出すること。
2. 貯水槽以下の給水設備は別紙に記入するものとし、赤の実線で記入すること。申込書の図面には、直結部のみを記入すること。
3. 各階の戸数の状況が把握できること。

[解 説]

1. について

図面（配管図）の提出

- (1) 貯水槽以下の給水設備は、水道法に規定する給水装置ではないが、水道法第 14 条（供給規程）の 2 項第 5 号に、貯水槽水道について、各水道事業者が該当貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が定められたため、飲料用の施設の総体として把握しておく必要があるためである。
- (2) 提出する図面は次のとおりとする。

平面図、給水管配管図、給水系統図、水道メーター周りの詳細図（PS 内詳細図）、水道メーター取付部開口断面図、各室番号図、貯水槽及び高架水槽詳細図、貯水槽周りの外柵（フェンス）図

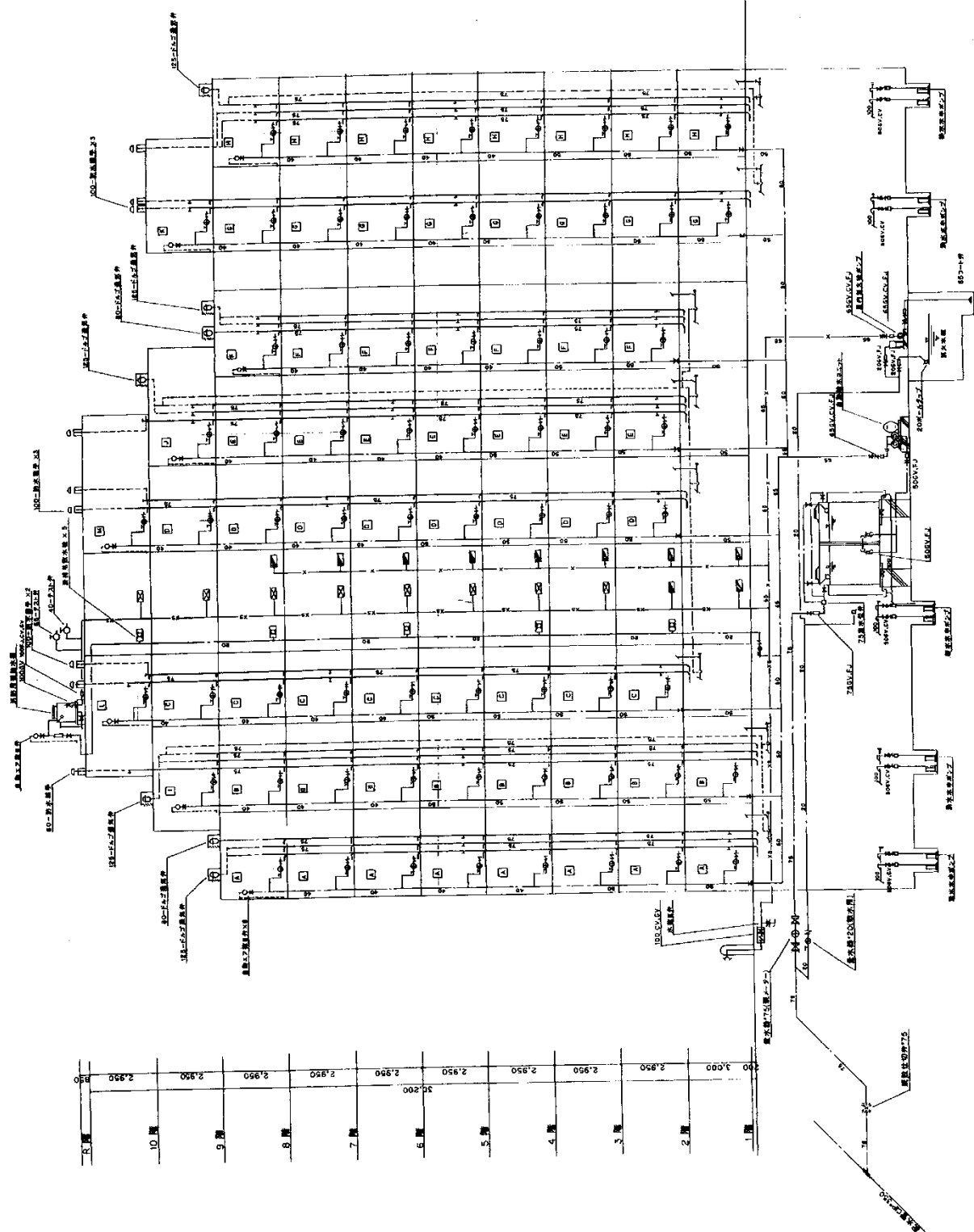


図 5-3-12 給水系統図



図 5-3-13 平面図 (1階)

5-4 提出書類

1. 提出書類

必要により添付書類を提出すること。

2. 添付書類

(1) 一般住宅等に水道メーターを新設する工事

提出書類	提出数	備 考
① 給水装置工事施行承認願	1	
② 建築確認済証の写し	1	鑑、第1面、第2面
③ 固定資産評価証明書	1	
④ 全部事項証明書等（通称：登記簿謄本）	1	
⑤ 住民票	1	加入金の減額を受ける場合
⑥ 道路占用許可申請書	3	国・県道、河川法は別書式
⑦ 水道利用加入金減額・免除申請書	1	
⑧ 給水装置所有者名義・住所変更届	1	
⑨ 給水装置種別用途変更届	1	
⑩ 給水装置増設工事施行承認願（簡易）	1	

[解 説]

③・④について

② 建築確認済証の写しがない場合にどちらかを提出する。

⑤について

新設する水道メーターの口径がφ20mm以下で、工事申込みの日から3年前より当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する（住民票上で確認が出来る場合）個人が自己の居住の用に供する住宅で水道利用加入金の減額を受けるときに提出する。

⑥について

給水装置工事を施行するにあたり、小田原市管理の道路・水路を占用掘削または掘削、あるいは占用する時、管理者の確認した後に、道路及び水路管理者に提出する書式（道路占用許可申請書は、道水路管理者指定の様式を用いること。ほかに、位置図、平面図、横断図、構造物図、現況写真、工程表、説明報告書、境界確定図（境界未確認箇所は法務局発行の公図写）を添付する。）を作成し、管理者の受付を得てから、道水路管理者に提出する。

なお、縦断的に占用するときは、別途 管理者と協議すること。

国道、県道については各管理者と事前に協議し、占用・掘削方法及び、申請方法について指示を受けること。申請書の提出は管理者より提出する。

⑦について

給水装置工事を申請する際、公益上その他特別な理由により、水道利用加入金の減額または免除を申請するときに管理者に提出する書式。

⑧について

給水装置の所有者や住所に変更が生じたときに管理者に届け出る書式。

⑨について

既に使用している給水装置種別や用途を変更する場合に届出る書式。

(2) 開発等により分譲管を布設する工事

提出書類	提出数	備 考
① 開発許可書の写し	1	
② 固定資産評価証明書	1	
③ 全部事項証明書等	1	
④ 道路占用許可申請書	3	国・県道、河川法は別書類
⑤ 土地使用承諾書	1	私道の場合
⑥ 全部事項証明書（通称：登記簿謄本） 等	1	私道の場合
⑦ 公図写（法務局の3ヶ月以内に発行されたもの）	1	私道の場合
⑧ 既設給水管の統合承諾書	1	

※ 開発許可条件等により、配水支管を管理者へ譲渡する場合は、「配水管等自費工事施行承認書」に基づき必要書類を管理者へ提出すること。

〔解 説〕

②、③について

開発行為以外の場合に **どちらか**を提出する。

④について

(1) ⑥と同じ。

(3) 子メーターを設置する工事（(1) 以外に提出する書類）

提出書類	提出数	備 考
① 子メーターによる計量等申請書	1	
② 子メーター設置工事申請及び施工申請書	1	
③ 誓約書	1	
④ 居住者の名簿	1	
⑤ 関係図書	1	

〔解 説〕

①について

貯水槽以下の給水装置所有者、または使用者の代表者が計量、及び料金算定を希望する場合に、子メーターを指定の位置に所有者等の負担で設置し、維持管理するという条件のもとに提出する書式。

⑤について

関係図書は、案内図、及び平面図、給水管配管図、給水系統図、水道メーターの周りの詳細図（PS 内詳細図）、水道メーター取り付け部開口断面図、各室番号図、貯水槽及び高架水槽図、貯水槽周りの外柵（フェンス）図。

※ 書類はファイル綴じし、建物の名称と施工業者名を表紙と背表紙に記入すること。

(4) スプリンクラーを設置する工事

提出書類	提出数	備 考
① 消防署の許可証	1	
② 消火用施設誓約書	1	
③ 設置する消火用施設の構造図	1	

[解 説]

給水系統と消火用施設系統を分ける（配管・図面）

湿式・乾式ともドレーンをつける場合は飲料に用いない場所にする。

(5) 縦断にて給水管を布設する工事

提出書類	提出数	備 考
① 分岐（統合）同意書	1	

第 6 章 検査

6-1 手続き及び添付書類

1. 指定業者は、当該給水装置工事が完了後、速やかに給水装置工事検査申込書を提出し、検査を受けなければならない。
2. 給水装置工事検査申込書は、必ず当該給水装置工事担当の主任技術者が提出すること。
3. 添付書類
 - (1) 一般住宅等の場合
 - ① 水圧テスト写真（分水栓：取出工事の時、水道メーター2次側：宅内工事の時）
 - ② 竣工図面（精算図）
 - ③ 工事写真（公道掘削写真は別に提出すること）
 - (2) 譲渡する分譲地管の場合
一般住宅等の場合のほかに必要な書類
 - ① 仕切弁等オフセット図
 - ② 譲渡関係の書類
 - ③ その他必要な書類
 - (3) 貯水槽設置工事の場合竣工図
一般住宅等の場合のほかに必要な書類
 - ① 貯水槽管理簿（参考資料 P.236 参照）
 - ② 貯水槽の6面写真
4. 検査の結果、不備がある場合は、主任技術者は速やかにその箇所をやり直し、再検査を受けなければならない。ただし、軽微な手直しは改善指示により処理することができる。
5. 管理者は検査の結果、合格した時は、栓番プレートを指定の場所に貼り、給水装置工事検査報告書を所有者に送付する。

[解 説]

2. について

検査申込書提出時間は、平日午前 8 時 30 分から 11 時まで及び午後 3 時 30 分から 4 時 30 分までとし、提出時に書類審査を行う。書類検査に不備がある時は、再検査を行う。

検査の結果、合格のときは現地検査の予約を行う。

3. について

- (1) ③水道メーターまわり、水道メーター1次側の写真を提出すること。
- (2) ③譲渡関係の書類

1) 水道施設譲渡届 2) 工事完了届 3) 印鑑証明書

5. について

栓番プレートは玄関戸口に貼る。

6-2 申込書の記載

指定業者は次について記載して検査を申し込むこと。

1. 年月日
2. 市納入金

[解 説]

1. について
着工、完成、精算年月日を記入すること。
2. について
精算の金額について記入すること。

6-3 竣工図面の作成

1. 図面の変更がある時は、「5-3-1 図面作成」により図面を作成すること。
2. 材料表は、使用する材料、給水栓等の品名、口径、数量等の精算を行う。

[解 説]

1. について
小規模な変更以外は、新規に図面を作成すること。止水栓等のオフセットは必ず記入すること。また、「竣工図」を記入すること。

6-4 竣工図及びオフセット図の作成

竣工図及びオフセット図は、水道工事標準仕様書に基づき作成すること。

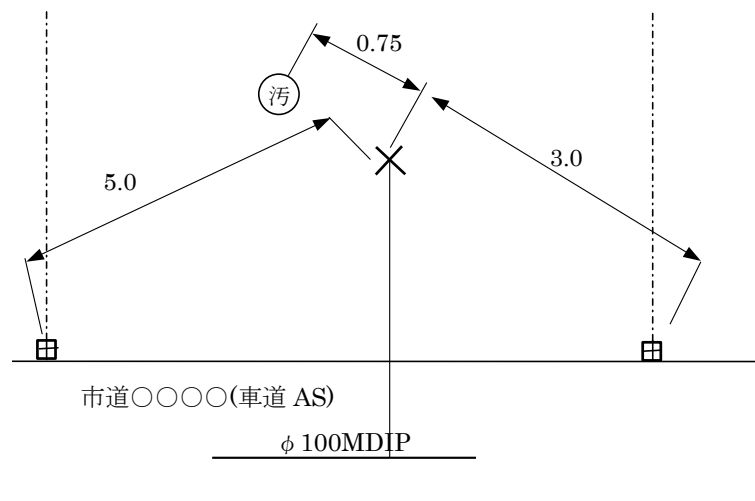


図 6-4-1 オフセット図

6-5 責任修理

工事完成検査後 1 年以内に生じた故障については、当該工事を行った指定業者が費用負担してこれを修繕しなければならない。ただし、その故障が不可抗力、または使用者の故意若しくは過失による場合は、その限りでない。

6-6 管理者の検査

1. 完成検査は、給水装置工事設計・施工指針及び設計、図面に基き、主任技術者立会いの上、管理者が行う。
2. 検査は現場確認、及び写真により行う。
3. 検査内容
 - (1) 材料検査
材料検査合格印等を確認すること。
 - (2) 設計書との照合
給水管の管種、口径、延長、配管、水道メーターの位置及び口径等について、現場と照合し、相違している場合は、図面の訂正をさせること。
 - (3) 道路復旧の検査
路面の仮復旧、本復旧、側溝等の復旧状態を確認すること。
又、埋設深さ等が規定どおりなされているか検査すること。
 - (4) 残留塩素の測定
新設された給水装置から取水し、残留塩素比色検査器で測定する。
測定値は、遊離で 0.1mg/l、結合で 0.4mg/l 以上とし、その数値に満たない場合は、通水してはならない。また、濁度及び臭気についても確認すること。
 - (5) 破壊検査
構造及び材質に不備があると考えられるときは、破壊によりその確認を行うこと。

6-7 主任技術者の完了検査事項

1. 給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類検査または現地検査により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認すること。
2. 給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行うこと。

[解説]

1. 工事検査において確認する内容は、表 6-7-1～表 6-7-2 のとおりである。

表 6-7-1 書類検査

検査項目	検査の内容
位置図	・ 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・ 工事箇所が明記されていること。
平面図 及び 立面図	・ 方位が記入されていること。 ・ 建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・ 道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。 ・ 隣接家屋の栓番号及び境界が記入されていること。 ・ 止水栓のオフセットが記入されていること。 ・ 平面図と立面図が整合していること。 ・ 隠蔽された配管部分が明記されていること。 ・ 各部の材料、口径及び延長が記入されており、 ① 給水管及び給水器具は、性能基準適合品が使用されていること。 ② 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。（水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等の対策の明記）

表 6-7-2 現地検査

検査種別及び検査項目		検査の内容
屋 外 の 検 査	1. 止水栓オフセット	・ 正確に測定されていること。
	2. 水道メーター、 メーター用止水栓	・ 水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・ 検針、取り換えに支障がないこと。 ・ 止水栓の操作に支障がないこと。 ・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3. 埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。
	4. 管延長	・ 竣工図面と整合すること。
	5. きょ・ます類	・ 傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	6. 止水栓	・ 延長、給水器具等の位置が竣工図面と整合すること。 ・ 配水支管の水圧の影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・ 配管の口径、径路、構造等が適切であること。 ・ 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・ 逆流防止のための給水器具の設置吐出口空間の確保等がなされていること。 ・ クロスコネクションがなされていないこと。
配 管	1. 配管	・ 適切な接合が行われていること。
	2. 接合	・ 適切な接合が行われていること。
	3. 管種	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
給 水 器 具	1. 給水器具	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
	2. 接続	・ 適切な接続が行われていること。
貯 水 槽	1. 吐出空間の測定	・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機能検査		・ 通水した後、各給水器具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水器具の吐水量、動作状態などについて確認すること。
耐圧試験		・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。
水質の確認		・ 残留塩素の確認を行うこと。

2. 耐圧試験は次のような手順により行い、試験水圧は原則として 1.75MPa とすること。

(1) 耐圧試験の手順（止水栓より下流側）

- 1) メーター接続用ソケットまたはフランジにテストポンプを連結する。
- 2) 給水栓等を閉めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。
- 3) 充水しながら、給水栓等をわずかに開けて給水装置内の空気を抜く。
- 4) 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。
- 5) 加圧を行い水圧が 1.75MPa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて 1 分間以上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。
- 6) 試験終了後は、適宜、給水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取り外す。
なお、止水栓より上流側についても、同様な手順で耐圧試験を行う。

3. 水質については、表 6－7－3 の確認を行うこと。

表 6－7－3 水質の確認項目

項目	判定基準
残留塩素（遊離）	0.1mg/ℓ以上
臭気	異常でないこと
味	〃
色	〃
濁り	〃

第7章 貯水槽以下の給水設備

貯水槽以下の給水設備は、水道法で定める給水装置ではないが、水道事業体に指導等の義務が定められているため、飲料水の安全を確保するため指針を定めるものとする。

また、貯水槽以下の給水設備等の設計、施工及び管理にあたっては指針のほか、建築基準法、水道法等の関係法令を遵守すること。

7-1 貯水槽以下の給水方法

給水方式は、「表 7-1-1 給水方式」のとおりである。いずれの方法をとるかは、使用水量、時間的変化及び立地条件等を考慮して決定すること。

表 7-1-1 給水方式

種 類	概 要 説 明
高置水槽式	貯水槽から揚水ポンプにより高置水槽にくみ上げ、自然流下で給水する方式
圧力水槽式	貯水槽からポンプにより圧力水槽に圧入し、水槽内に生じる空気圧により給水する方式
ポンプ直送式	貯水槽からポンプにより圧送して給水する方式
蓄圧式給水タンク方式	蓄圧式給水タンクを建物屋上に設置し、給水ポンプと給水管で結び、揚水管が不要な方式

[解 説]

給水の4方式は、次のとおりである。

1. 高置水槽式

給・配水支管より貯水槽に貯水した後、高所に設置された高置水槽へポンプで揚水し、高置水槽から自然流下で給水する一般的な方式をいう。

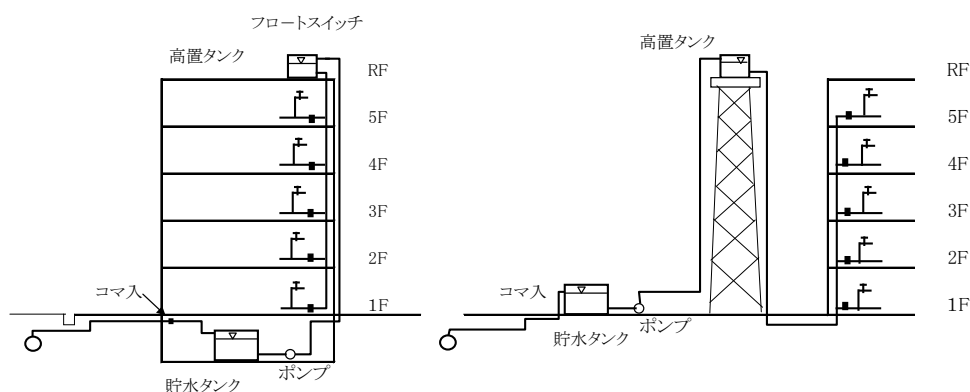


図 7-1-1 高置水槽式

2. 圧力水槽式

貯水槽から給水ポンプにより圧力水槽（密閉鋼製）に圧入し、水槽内に生じる空気圧により給水する方式をいい、圧力水槽内の空気を補給する方法に、手動式と自動式の2種類に分類される。

この方法は、比較的小規模な建物で、場所的に高置水槽を設置できないビル、地下駐車場地、下街などに用いられる。

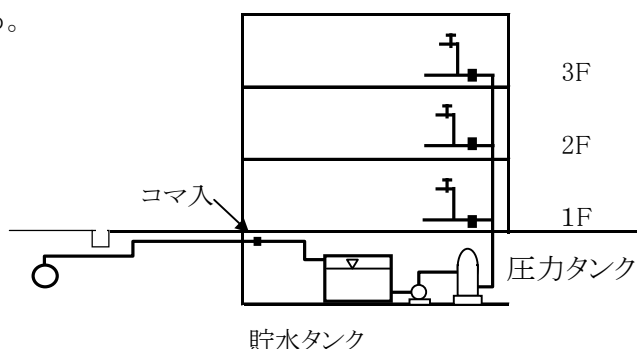


図 7-1-2 圧力水槽式

3. ポンプ直送式

貯水槽を起点として給水ポンプにより直接必要箇所へ加圧給水する方式をいい、その方法として、定速モータによって給水ポンプを運転する変速方式がある。

いずれの方法も吐出管の圧力または使用負荷給水量の変化に応じて、給水量の制御ができる。この方式は重量物の設置を好まない高層建築物、大規模な住宅団地などに用いられる。

ここで定速モータとは、常時モータが回りポンプが作動している状態で、数台合わせて使用し、給水量により稼働台数が決まる。

変速モータとは、給水ポンプと可変連電動機、あるいは変速装置を合わせて吐出管の圧力または使用に合わせて電動機の回転数を変速させ、給水量を制御する。

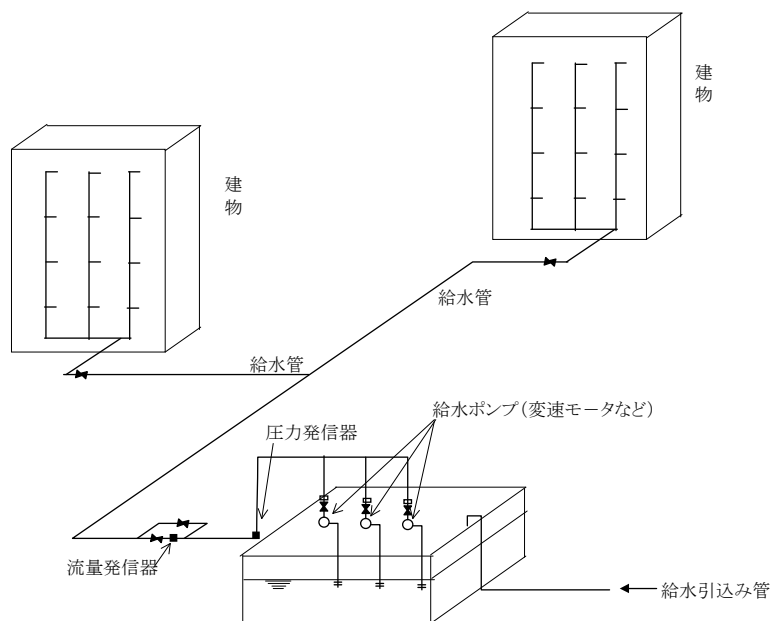


図 7-1-3 ポンプ直送式

4. 蓄圧式給水タンク方式

蓄圧式給水タンクは、鋼板製容器の内部にブチルゴム製のプラダー（袋）を設け、そのプラダーにより空気と水室とを分離し、プラダー内部が水室となっており、容器内部とプラダー外面管が空気室となっている。給水ポンプが運転すると、加圧された水がプラダー内に收容され、このとき空気室の空気も圧縮（加圧）される構造のタンクをいう。

主として高置水槽及び架台のかわりに建物屋上に設置され、給水ポンプと給水管で結ばれる。一般の高置水槽は揚水管が必要であるが、従来の圧力水槽式と同じに揚水管は不要である。

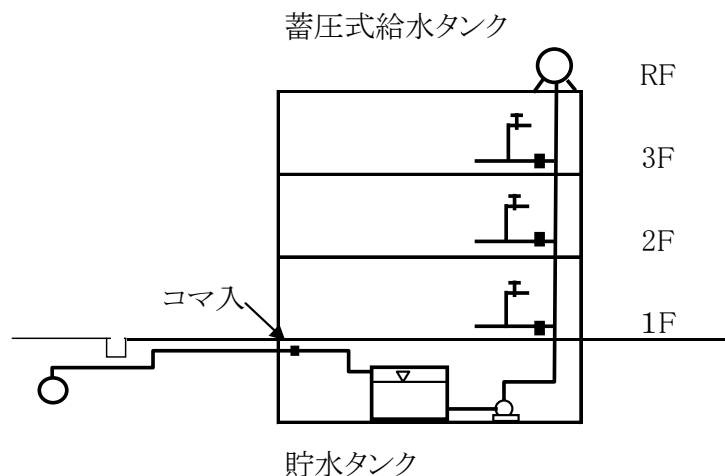


図 7-1-3 ポンプ直送式

7-2 貯水槽

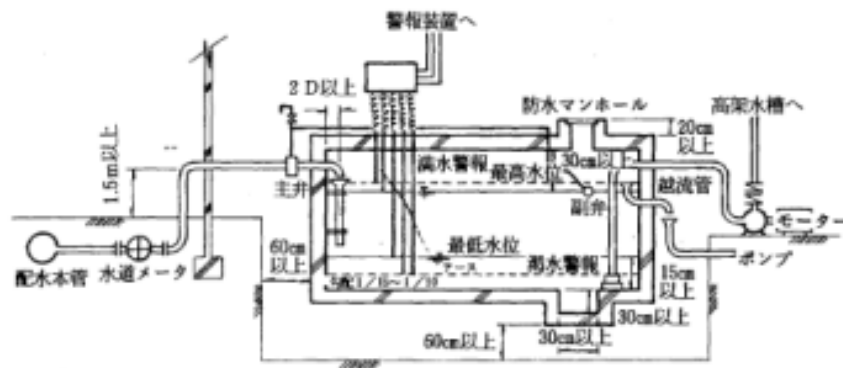
7-2-1 設置位置

貯水槽は、地上の2階以下または地階に設置すること。

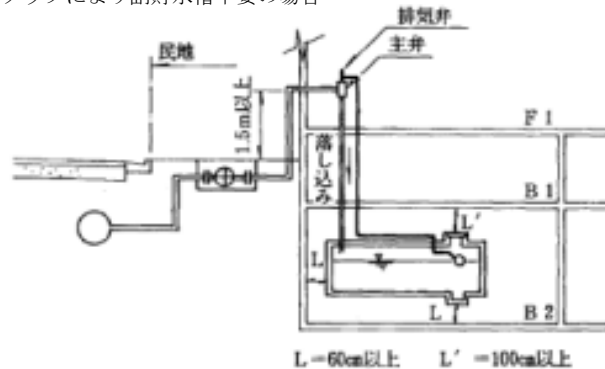
[解説]

1. 貯水槽の設置高さは、原則として2階までの高さとし、貯水槽への流入の際必要な水圧が得られるように設置場所及び高さを限定するものである。
2. 貯水槽は明るく、換気がよく、管理の容易な場所に設置し、し尿浄化槽、汚水ます等の汚染源に接近しない場所に設けること。
3. 貯水槽を地階に設けるとき、その位置が配水支管よりかなり低いときは、給水管を一度地上に立ち上げて空気弁または副貯水槽設備の必要を検討すること。

ただし、口径 $\phi 40\text{mm}$ 以上の給水管については必ず空気弁または副貯水槽を設置すること。



・ボールタップにより副貯水槽不要の場合



・副貯水槽から本貯水槽給水の場合

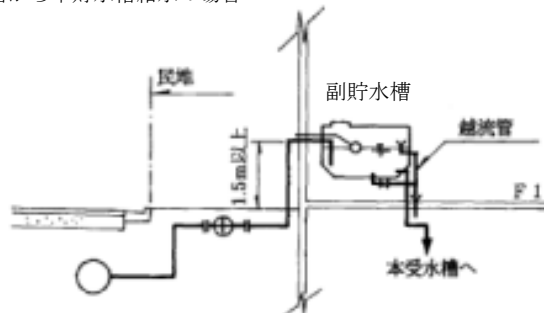


図 7-2-1 貯水槽標準図

7-2-2 貯水槽の有効容量

貯水槽の有効容量は、「2-6-2 貯水槽容量の決定」によること。

7-2-3 構造

貯水槽の構造は、鉄筋コンクリート製、鋼板製または合成樹脂製等の堅固な材質のものをを用い、水質の保全上、漏水及び汚染しないような水密な構造とし、次の事項に留意したものでなければならない。

[解 説]

1. 貯水槽の材質及び防水防食塗料によって、水質に影響のないものを使用すること。
2. マンホール及び換気孔などからは、雨水、汚水、じんあい及び小動物などが入らないようにすること。
3. 外部から貯水タンクの天井、底及び周壁の保守点検を容易に行うことができるようにするため、タンクの周囲は少なくとも 60cm 以上の空間を保つこと。

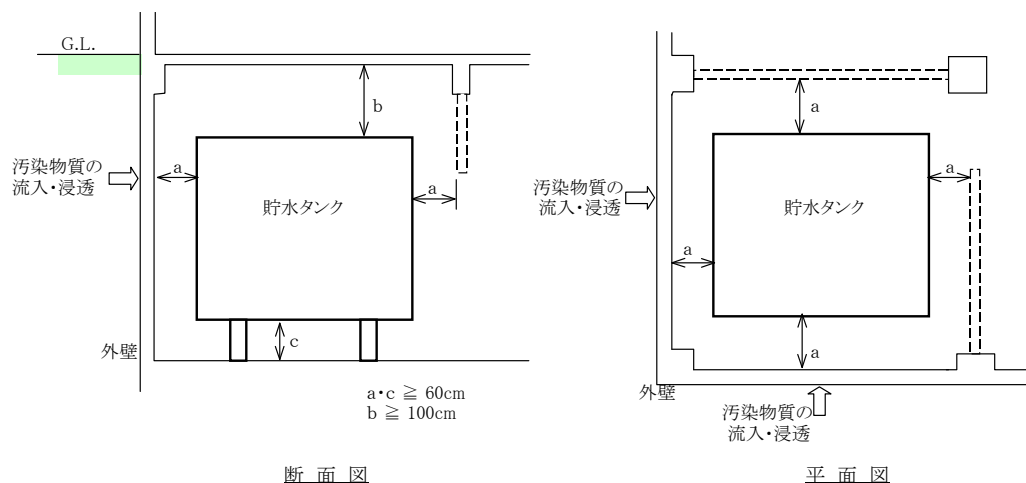


図 7-2-2 貯水タンクの設置位置の一例

4. 貯水タンクの外部から衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため、貯水タンクの天井、底または周壁は、建築物の床版や外壁等を兼用してはならない。

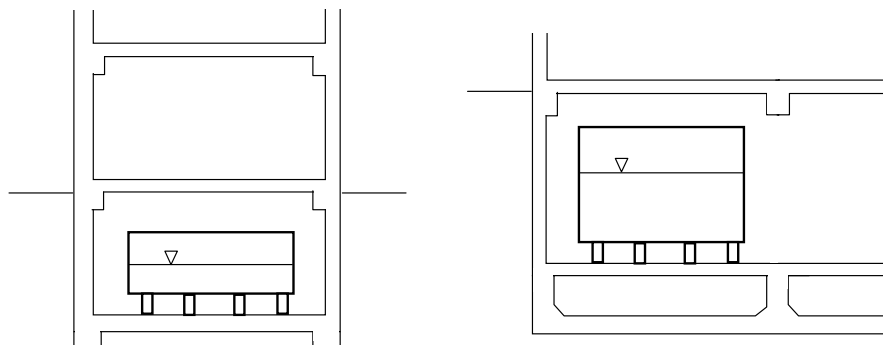


図 7-2-3 貯水タンクの設置

5. 保守・修理または清掃をするマンホール（直径 60cm 以上の円が内接することができるもの）及びステップを取り付けること。

ただし、給水タンク等の天井が蓋を兼ねる場合は、この限りでない。なお、マンホール及び蓋は、汚水等の侵入しないものであること。

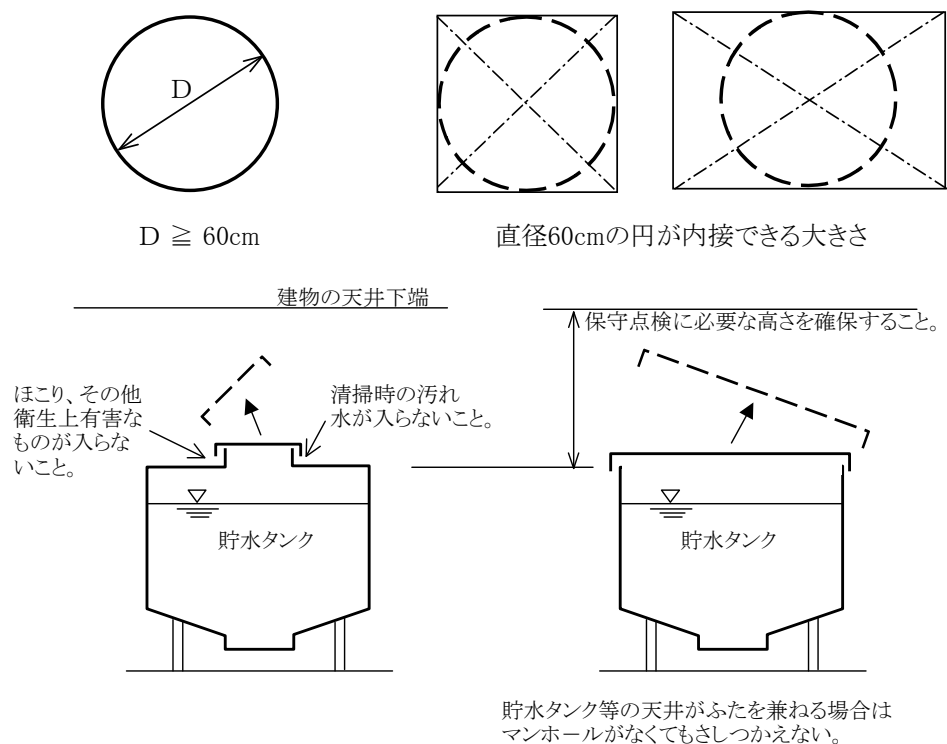
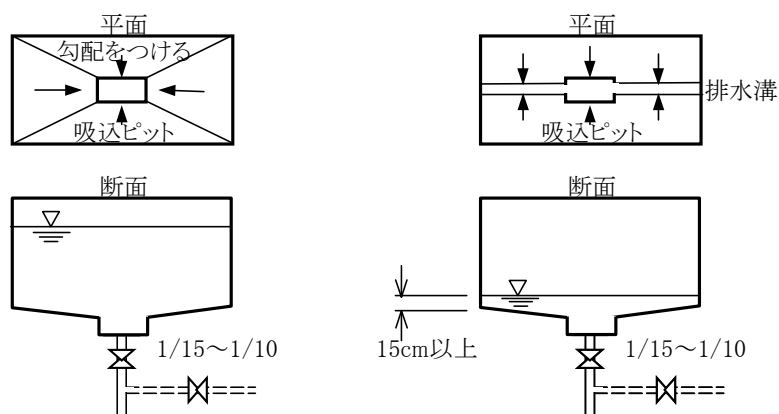


図 7-2-4 マンホールの構造

6. タンクには越流管及び水抜管を設けるものとする。越流管は、タンク流入量をのみ込み得る口径とし、水抜管は、タンクの底面より引き出すこと。

排水溝のない場合

排水溝のある場合

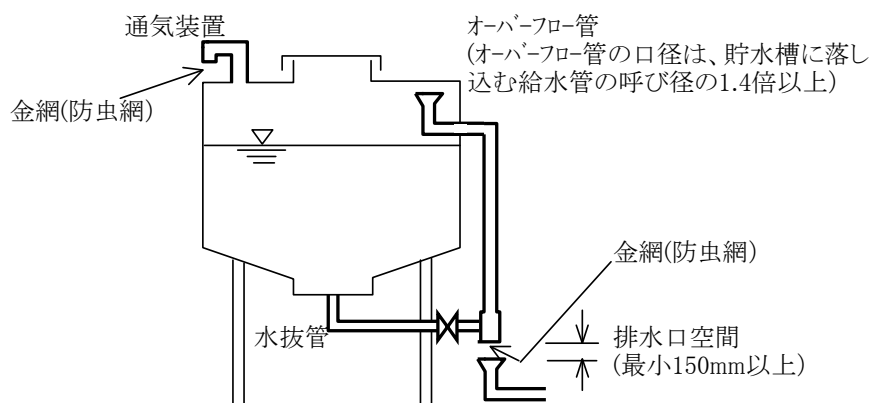


※ 水抜管の管端は間接排水とする。

※ タンクの上部面及び底部においては、15 分の 1 以上 10 分の 1 以下の勾配を設けること。

図 7-2-5 水抜き管取付けの例

7. ほこり、その他衛生上有害なものが入らない構造の通気装置を有効に設けること。



※ オーバーフロー管、水抜管及び通気装置は、いずれも取り付けの 1 例を示したもので、最も好ましい例として示したものではない。

図 7-2-6 オーバーフロー管及び通気装置の一例

8. タンク等の底が地面下にあり、かつ、該当タンク等からは便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管またはオーバーフロー管に接続する排水管は除く）、ガソリントank、その他衛生上有害なものを貯留または処理に供する施設までの水平距離が 5m 未満の場合においては、タンクの外部から、天井、底または周壁の保守点検が容易に行えるような空間を保つよう設置すること。

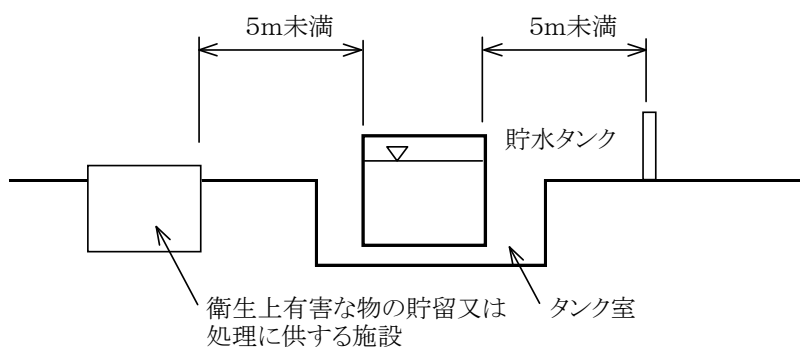


図 7-2-7 有害な物の貯留等の施設と受水タンクとの関係

9. 貯水タンクの天井上部に飲料水を汚染するおそれのある設備や機器等を設けてはならない。

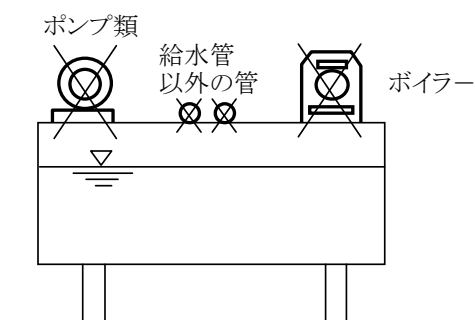


図 7-2-8 天井上部に機器類を設けない構造例

10. 貯水タンク内で飲料水が滞留し、停滞水が生ずることのないよう、貯水タンクの流入口と揚水口を対称的な位置に設けるとともに、貯水タンクが大きい場合は、有効な導流壁を設けること。
11. 貯水タンクの有効容量に比し、使用水量が少ない用水設備の場合または大規模な用水設備の場合は、残留塩素が法令（注）に定める値以下となるおそれがあるので、再塩素消毒のための塩素注入設備を設ける必要がある。
- （注1） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の規定により、特定建築物維持管理権限者は、給水栓における水の残留塩素の検査、水質検査及び貯水タンクの清掃を、それぞれ7日以内、6ヶ月以内、1年以内毎に1回、定期的に行わなければならない。
- （注2） 残留塩素「遊離残留塩素 0.1mg/l 以上。（結合残留塩素 0.4mg/l 以上）」
12. 満水警報装置及び渴水警報装置を取り付けること。
13. 貯水タンクへ給水する器具は、水撃作用が生ずるおそれのないものを設置すること。
14. タンクの流入口は、高水位（H.W.L.）より次表の吐水空間を保つこと。ただし、洗剤、薬品を使う水槽などの容器や、水面が特に波立ちやすいものについては、満水面と水道水の落ち口との間隔を 20cm 以上とする。

吐水口空間

近接壁の影響がない場合	近接壁の影響がある場合						
	近接壁 1 面の場合			近接壁 2 面の場合			
	壁からの離れ			壁からの離れ			
1.7d'+5	3d 以下	3d を超え 5d 以下	5d を超えるもの	4d 以下	4d を超え 6d 以下	6d を超え 7d 以下	7d を超えるもの
	3.0d'	2.0d'+5	1.7d'+5	3.5d'	3.0d'	2.0d'+5	1.7d'+5

注 ① d：吐水口の内径（mm） d'：有効開口の内径（mm）

② 吐水口の断面が長方形の場合は長辺を d とする。

③ あふれ縁より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなし、近接壁 1 面、2 面の場合の数値による。

④ 吐水口端面があふれ面に対し平行でない場合は、吐水口端の最下端と衛生器具、水受け容器のあふれ縁との空間とする。

7-2-4 補給水量

貯水槽の標準補給水量は、ほぼ次式のとおりである。

補給水量＝（計画 1 日使用水量）÷使用時間

7-2-5 水道水と地下水等との混合

1. 給水設備は、水道水のための専用系統の設備を設けることが原則である。
2. 適正な維持管理が行われることで衛生上の問題がなく、以下の条件を満たす場合に限り、貯水槽内において、水道水と地下水等を混合することができる。
 - (1) 逆流防止措置
 - (2) 滞留防止措置
 - (3) クロスコネクション対策
 - (4) 使用者への周知
 - (5) 水質の衛生上の管理

[解説]

2. 水道水と地下水等の混合の取扱い
 - (1) 貯水槽内の水が給水装置に逆流することを防止するため、吐水空間を確保すること。
 - (2) 水道水が給水装置内で長期間の滞留を防止や水質検査を実施するため、水道水が排出できるよう貯水槽の上流側に水抜き装置（蛇口）を設置すること。
 - (3) 給水装置の配管と地下水等の配管は直接連結してはならない。配管が近接する場合は、色別表示を行うなど、用途が容易に判別できるよう、誤接続を防止すること。
 - (4) 当該施設が水道水と地下水等を混合して給水していることを使用者に周知すること。
 - (5) 管理は「小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に基づいて設置者が行うこと。

他水併用施設イメージ図

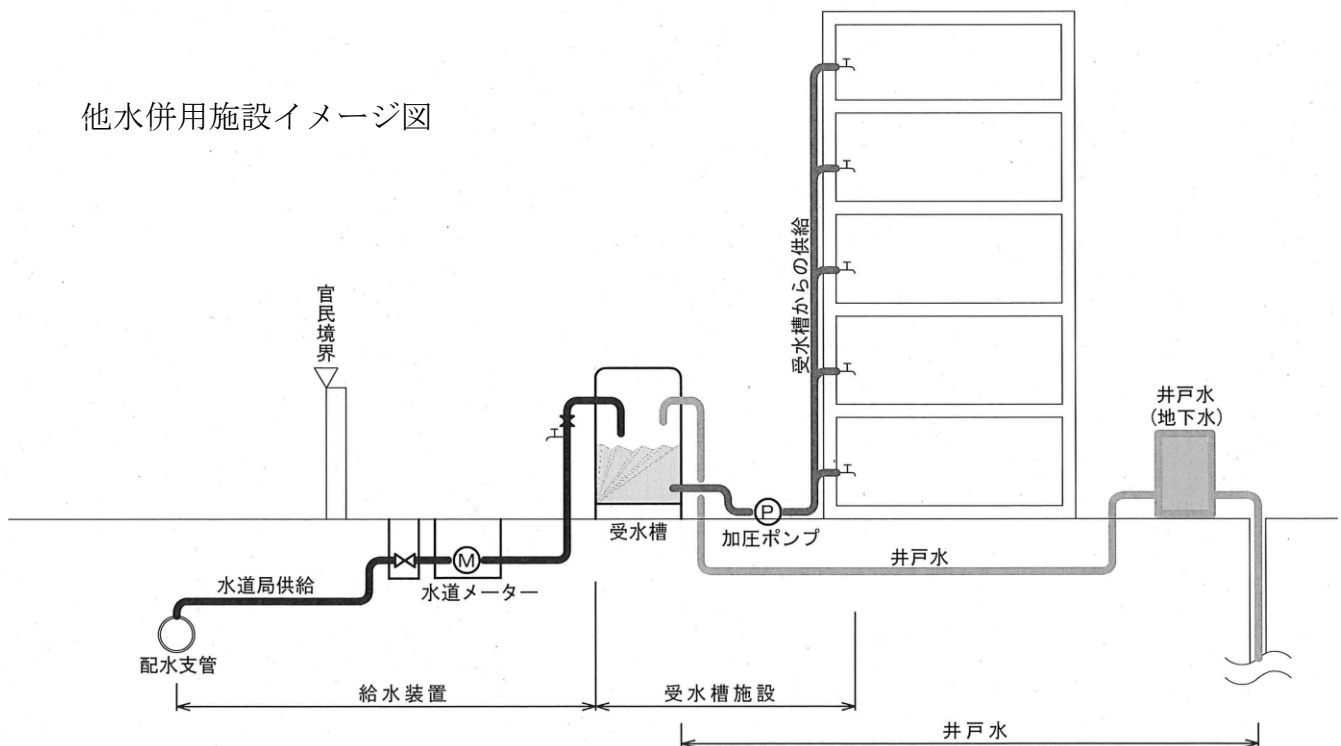


図7-2-9 他水併用施設イメージ図

7-2-6 付属設備

1. ボールタップ

- ア) ボールタップの取付け位置は、点検修理に便利な場所を選定し、この近くにマンホールを設置すること。
- イ) ボールタップは、故障に備え、予備（2個併用）の設置もあわせ考慮すること。
- ウ) 呼び径 25mm 以上のボールタップは、水撃作用を防止するため定水位弁を使用すること。
なお、定水位弁の使用に対しては、水圧等を調査し、機種を選定すること。

2. 越流管

- ア) タンクには、越流管を設置すること。その取付けに際しては、タンクに汚水の逆流のないよう基準面より、「7-2-3 構造」 [解説] 14. の高さに設け、その出口には防虫網を設けること。
- イ) 越流管の大きさは、給水管呼び径の 40%増し以上とする。

3. 警報装置

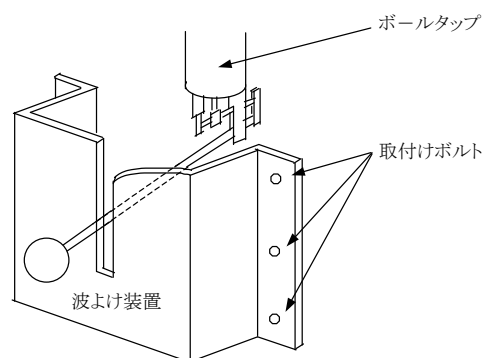
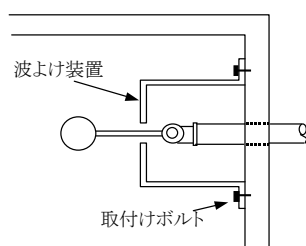
- ア) 満水警報装置は、故障の発見、貯水槽からの越流防止のため取り付けるもので、管理室等に表示（ベルとランプ）できるようにすること。
- イ) 渴水警報装置は、故障の発見、揚水ポンプの保安のため取り付けて、揚水ポンプの電源を遮断するとともに管理室等に表示（ベルとランプ）できるようにすること。

4. 泥吐き管

貯水槽には、その最底部に泥吐き管を取り付けること。また、排水に便利のように排水ますもあわせ考慮すること。

5. 波立ちの防止

満水面の波立ち防止は、下図によるか、またはビニル管等を使用すること。



6. 逆流防止

貯水槽に給水する場合は、吐出口を落とし込みとし、吐出口と越流面及び吐出口中心から壁までの距離は、呼び径の 2 倍以上とする。

7. ポンプの設置

- ア) ポンプは、故障に備え、予備を設置しなければならない。
- イ) やむを得ずポンプをタンクのスラブ上に設置するときは、適切な油もれ防止及び振動防止を施さなければならない。

8. マンホール

防水マンホールとし、人孔は、槽の仕上げ面より 20cm 以上の高さに設けなければならない。

(注) 貯水槽は、維持管理上 6 ヶ月から 1 年間に一度は必ず清掃点検を行うこと。

9. 空気弁の設置

圧力水槽式、ポンプ直送式による給水の場合は、給水栓より高い位置の主管上に空気弁を必ず設置すること。

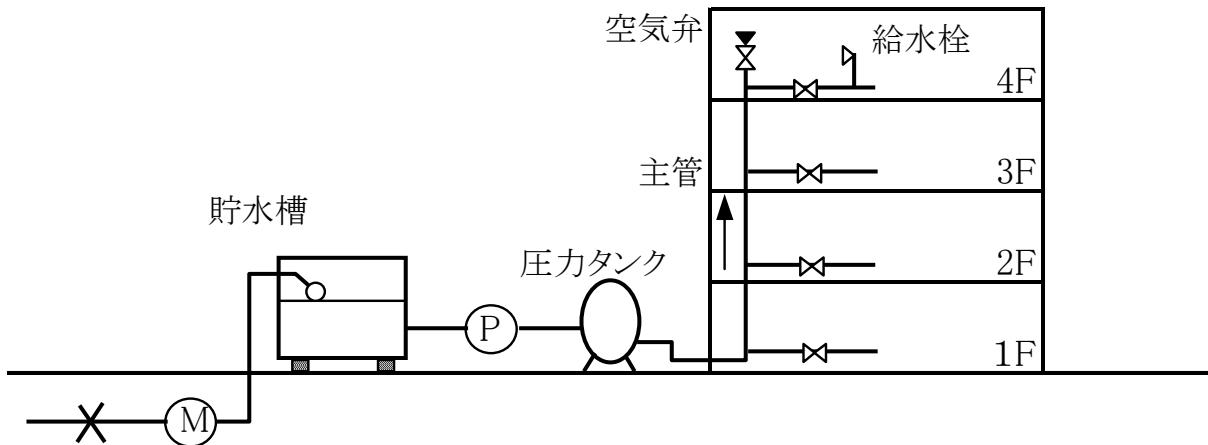


図 7-2-9 空気弁設置方法

7-3 高架水槽

7-3-1 設置位置

高架水槽の高さは、建築物最上階の給水栓等から上に 5m 以上の位置を水槽の低水位とする。

ただし、最上階に大便器用フラッシュバルブがある場合は、最上階のフラッシュバルブから上に 10 m の位置を、水槽の低水位とすること。

7-3-2 高架水槽の有効容量

高架水槽の有効容量は、「2-6-2 貯水槽容量の決定」に準ずること。

7-3-3 構造

高架水槽の構造は、鉄筋コンクリート製、鋼板製または合成樹脂製等の堅固な材質のものをを用い、水質の保全上、漏水及び汚染しないような水密な構造とし、製作設置にあたっては、「7-2-3 貯水槽の構造」に準じて必要な配慮をしなければならない。

7-3-4 揚水方法

貯水槽から高架水槽への揚水は、液面自動制御方式またはフロートスイッチ方式により行うものとする。

7-5-5 給水方法

給水装置設計・施工指針に準ずること。

給水装置工事設計・施工指針

昭和	49 年	4 月	初 版	発行
昭和	53 年	3 月	第 2 版	発行
昭和	61 年	3 月	第 3 版	発行
平成	3 年	3 月	第 4 版	発行
平成	6 年	8 月	第 5 版	発行
平成	8 年	8 月	第 6 版	発行
平成	11 年	3 月	第 7 版	発行
平成	16 年	7 月	第 8 版	発行
平成	20 年	3 月	第 9 版	発行
平成	22 年	1 月	第 10 版	発行
平成	25 年	4 月	第 11 版	発行
平成	26 年	7 月	第 12 版	発行
平成	29 年	4 月	第 13 版	発行
平成	31 年	4 月	第 14 版	発行
令和	2 年	4 月	第 15 版	発行
令和	3 年	4 月	第 16 版	発行
令和	5 年	4 月	第 17 版	発行